

令和6年度「自己点検・評価」報告書

令和7年3月

独立行政法人国立高等専門学校機構

釧路工業高等専門学校

令和6年度自己点検・評価委員会

令和6年度「自己点検・評価」報告書まえがき

本校の自己点検・評価は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施している高等専門学校機関別認証評価（以下、機関別認証評価）の基準（基準1から基準8）を準用して、自己点検・評価委員会が担当している。この実施周期は、令和2年度から隔年で実施することとなっている、令和6年度は全ての基準についての自己点検・評価をおこなった。

この中で、令和元年度に受審した機関別認証評価において「指摘事項（要改善）」とされた項目と「優れた点」とされた項目についての継続的な自己点検・評価結果の概要を以下に示した。なお、詳細については、各基準の自己評価の項を参照のこと。

■基準1■

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“自己点検・評価の基準・項目等について、明確に設定していない。”については、令和3年度に改善が認められた。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“自己点検・評価の実施のため、根拠となるデータや資料を収集・蓄積する担当組織及び責任体制が明確になっていない。”については、令和2年度に改善が見られた。またその後も維持されていることが確認できた。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学校の構成員及び学外関係者からの意見聴取について、卒業（修了）生及び進学先から意見聴取を行う体制が整備されておらず、その結果を自己点検・評価に反映しているとはいえない。”については、令和3年度に改善が認められた。また意見聴取結果の点検評価がその後も行われていることを確認した。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“準学士課程の一部科目において、複数年度に渡り、同一の試験問題が出題されている。”については、令和4年度に改善が認められた。また同一問題の確認がその後も行われていることを確認した。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“準学士課程及び専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）において、学習成果をどのように評価するかが明示されていない。”について、令和元年度に改善が認められた。またその後も維持されていることが確認できた。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“準学士課程及び専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）において、入学者選抜の基本方針が明示されていない。”について、令和元年度に改善が認められた。またその後も維持されていることが確認できた。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、見直しを行う体制を整備しておらず、学校の目的及び三つの方針の見直しが行われていない。”について、令和5年度に改善が認められた。

■基準 2 ■

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“F Dの結果について、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていることを学校として分析・評価する取組が十分とはいえない。”について、令和 5 年度に改善が見られた。

■基準 3 ■

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“施設等の利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制の整備が十分とはいえない。”について、令和 5 年度に改善が認められた。またその後も学校の目的および利用状況や満足度を学校として把握し改善に繋げていることを確認した。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“I C T環境について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制が整備されていない。”について、令和 5 年度に改善が認められた。

・学生サポートセンターに関わる、令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」とされた特別補習・自学自習支援(SSL)と、同じく「優れた点」とされた“障害学生支援委員会を中心とした取組”が今年度も継続して「機能している」ことが確認できたため、基準 3 の優れた点として取り上げている。

■基準 4 ■

令和元年度機関別認証評価において、「改善を要する点」はなかった。

■基準 5 ■

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学修単位科目の履修時間の実質化のための対策を学校として適切に講じていない。”について、令和元年度に改善方針を定め、令和 3 年度に改善が見られた。またその後も対策を実施していることを確認した。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない。”について、令和 3 年度に改善が見られた。またその後も把握する取組みが継続していることを確認した。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学修単位科目において、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握していない。”について、改善が見られた。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“成績評価結果について、意見申立の機会を設定していること及びその期間を学生に周知する取組は十分とはいえない。”について、改善が見られた。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“成績評価資料が適切に保管されていない。”について、令和元年度に規定され、令和３年度に改善が見られた。またその後も保管状況の確認が継続されていることを確認した。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学校として成績評価の妥当性の事後チェックを実施しているとはいえない。”について、令和５年度に改善が認められた。その後も継続して機能していることも確認した。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“一部の授業科目において複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている。”、“一部の授業科目において本試験と再試験で同一の試験問題が出題されている。”について、令和５年度に改善が見られた。またその後も試験問題に係る注意喚起および試験問題確認が継続していることを確認した。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“卒業認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない。”について、改善が見られた。

■基準６■

・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた項目や「優れた点」とされた項目はなかった。

■基準７■

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業生（卒業後５年程度経った者）からの意見聴取を行っていない。”について、令和３年度に改善が認められた。またその後もアンケート調査ならびに分析結果に基づく三つのポリシーの点検が継続していることを確認した。

■基準８■

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない。”について、改善が見られた。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学修単位科目において、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握していない。”について、令和３年度に改善が見られた。またその後も把握する取組みが継続していることを確認した。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“成績評価結果について、意見申立の機会を設定していること及びその期間を学生に周知する取組は十分とはいえない。”について、改善が見られた。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“成績評価資料が適切に

保管されていない。”について、令和３年度に改善が見られた。またその後も保管状況を確認する取組みが継続していることを確認した。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学校として成績評価の妥当性の事後チェックを実施しているとはいえない。”について、改善が見られた。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“修了認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない。”について、改善が見られた。

・令和元年度機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）からの意見聴取を行っていない。”について、令和５年度に改善が見られた。

以上

令和７年３月１８日

令和６年度自己点検・評価委員会

委員長 千田 和範

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点			
【重点評価項目】			
1－1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】			
観点1－1－① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】			
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。 （改善への取組については1－1－④で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等		
	資料1-1-1-(1)-01_評価・改善基本方針（R2.4.1施行）		
	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価実施要項（R2.4.1施行）		
	資料1-1-1-(1)-03_自己点検・評価に関する申し合わせ（R2.4.1施行）		
	資料1-1-1-(1)-04_運営諮問委員会規則（H19.4.26改正）		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
	資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）	第24条で「自己点検・評価委員会」、別表第1で構成員を規定している。	
	資料1-1-1-(1)-04_運営諮問委員会規則（H19.4.26改正）		再掲
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価実施要項（R2.4.1施行）		再掲
	資料1-1-1-(1)-03_自己点検・評価に関する申し合わせ（R2.4.1施行）		再掲

【重点評価項目】 観点1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。 自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテュショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）			
関係法令 （法）第109条 （施）第166条 （設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01_R051020_自己点検・評価の実施について	自己点検・評価のためのデータや資料の収集を「資料1-1-2-(1)-01_R051020_自己点検・評価の実施について」及び「資料1-1-2-(1)-02_R040914_自己点検・評価の実施について」にて各実施組織に文章で依頼している。また、釧路工業高等専門学校評価・改善基本方針にて業務改善活動(PDCAサイクル)として実施することを明記している。	
	資料1-1-2-(1)-02_R040914_自己点検・評価の実施について		
	資料1-1-1-(1)-01_評価・改善基本方針（R2.4.1施行）		再掲
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価実施要項（R2.4.1施行）		再掲
	資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）		再掲
(2) 自己点検・評価を定期的の実施しているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。）		
	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価実施要項（R2.4.1施行）	平成28年度から自己点検・評価が定期的の実施されている根拠を「釧路工業高等専門学校自己点検・評価実施要項」、「釧路高専ウェブサイト画面（自己点検・評価報告書）」、「令和5年度「自己点検・評価」報告書」「令和4年度「自己点検・評価」報告書」に示す。	再掲
	資料1-1-2-(2)-01_釧路高専ウェブサイト画面（自己点検・評価報告書）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3644/	
	資料1-1-2-(2)-02_令和5年度「自己点検・評価」報告書		
	資料1-1-2-(2)-03_令和4年度「自己点検・評価」報告書		

	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。		
	自己点検・評価の実施時期は、釧路工業高等専門学校自己点検・評価実施要項の第2条に明記されており、釧路高専ウェブサイト画面（自己点検・評価報告書）、令和5年度「自己点検・評価」報告書、令和4年度「自己点検・評価」報告書より適切に実施されていることが確認できる。 また、令和5年度「自己点検・評価」報告書、令和4年度「自己点検・評価」報告書より、データや資料を活用して実施していることが確認できる。		
(3) (2)の結果を公表しているか。	◇公表状況がわかる資料		
■ 公表している	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価実施要項（R2.4.1施行）	第5条で「自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、運営会議に報告するとともに速やかに公表する。」と規定している。	再掲
	資料1-1-2-(2)-01_釧路高専ウェブサイト画面（自己点検・評価報告書）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3644/	再掲

【重点評価項目】

観点 1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

【留意点】

○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。

○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。

○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（複数チェック■可）	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）			
	資料1-1-3-(1)-01_校長個人面談実施要項			
	資料1-1-3-(1)-02_令和5年度校長個人面談の実施について（通知メール）	校長と各教員との面談を実施。 必要な内容は、検討の参考とするよう企画会議構成員に情報共有している。		
	資料1-1-3-(1)-03_R050719_第7回企画会議議事概要			
	資料1-1-3-(1)-04_令和5年度「学びの状況調査」実施要領	効果的な改善につなげるため、アンケート実施時の実施方法から分析までの流れを 規則化すると同時に、分析方法についても検討を継続する。		
	資料1-1-3-(1)-05_令和5年度「高専での学びの状況」に関する調査集計			
	資料1-1-3-(1)-06_令和5年度_前期_授業評価アンケート実施要項			
	資料1-1-3-(1)-07_令和5年度_後期_授業評価アンケート実施要項			
	資料1-1-3-(1)-08_令和5年度前期授業評価アンケート結果			
	資料1-1-3-(1)-09_ステップアップ提案書の提出状況について			
	■ 卒業（修了）時の学生	資料1-1-3-(1)-10_令和5年度「卒業生・修了生満足度調査」実施要領		
		資料1-1-3-(1)-11_本科_令和5年度卒業生・修了生満足度調査結果	効果的な改善につなげるため、アンケート実施時の実施方法から分析までの流れを 規則化すると同時に、分析方法についても検討を継続する。	
		資料1-1-3-(1)-12_専攻科_令和5年度卒業生・修了生満足度調査結果		
	■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生	資料1-1-3-(1)-13_アンケート依頼文（卒業・修了生）		
		資料1-1-3-(1)-14_卒業生・修了生アンケート結果		
		資料1-1-3-(1)-15_教務委員会_「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について	アンケートに基づき、社会の状況を把握し、教育理念及び3つの方針の改正に是非 を確認している。	
		資料1-1-3-(1)-16_専攻科委員会_「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について（アンケート結果分析含）		
□ 保護者				

■ 就職・進学先関係者	資料1-1-3-(1)-17_卒業生アンケート調査依頼文（企業宛）		
	資料1-1-3-(1)-18_卒業生アンケート調査依頼文（大学等宛）		
	資料1-1-3-(1)-16_R6_3_認証評価式的事項_3ポリの見直しについて		
	資料1-1-3-(1)-15_教務委員会_「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について	アンケートに基づき、社会の状況を把握し、教育理念及び3つの方針の改正に是非を確認している。	再掲
	資料1-1-3-(1)-16_専攻科委員会_「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について（アンケート結果分析含）		再掲
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-19_R5年度3月定例教務委員会レジュメ及び議事概要		
	資料1-1-3-(1)-20_R5年度3月定例専攻科委員会レジュメ及び議事概要		
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（複数チェック■可） 【在学生の意見聴取】 ■ 学習環境に関する評価 ■ 学生による授業評価 ■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） □ その他 【卒業（修了）時の意見聴取】 ■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-04_令和5年度「学びの状況調査」実施要領	効果的な改善につなげるため、アンケート実施時の実施方法から分析までの流れを規則化すると同時に、分析方法についても検討を継続する。	再掲
	資料1-1-3-(1)-05_令和5年度「高専での学びの状況」に関する調査集計		再掲
	資料1-1-3-(1)-06_令和5年度_前期_授業評価アンケート実施要項		再掲
	資料1-1-3-(1)-07_令和5年度_後期_授業評価アンケート実施要項		再掲
	資料1-1-3-(1)-08_令和5年度前期授業評価アンケート結果		再掲
	資料1-1-3-(1)-09_ステップアップ提案書の提出状況について		再掲
	資料1-1-3-(2)-01_教務委員会_達成度評価アンケート集計	効果的な改善につなげるため、アンケート実施時の実施方法から分析までの流れを規則化すると同時に、分析方法についても検討を継続する。	
	資料1-1-3-(1)-10_令和5年度「卒業生・修了生満足度調査」実施要領		再掲
	資料1-1-3-(1)-11_本科_令和5年度卒業生・修了生満足度調査結果		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_専攻科_令和5年度卒業生・修了生満足度調査結果		再掲
	資料1-1-3-(2)-01_教務委員会_達成度評価アンケート集計	効果的な改善につなげるため、アンケート実施時の実施方法から分析までの流れを規則化すると同時に、分析方法についても検討を継続する。	再掲
	資料1-1-3-(1)-10_令和5年度「卒業生・修了生満足度調査」実施要領	効果的な改善につなげるため、アンケート実施時の実施方法から分析までの流れを規則化すると同時に、分析方法についても検討を継続する。	再掲
	資料1-1-3-(1)-11_本科_令和5年度卒業生・修了生満足度調査結果		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_専攻科_令和5年度卒業生・修了生満足度調査結果		再掲

☐ その他			
【卒業（修了）後の意見聴取】			
■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価	資料1-1-3-(1)-13_アンケート依頼文（卒業・修了生）		再掲
	資料1-1-3-(1)-14_卒業生・修了生アンケート結果		再掲
	資料1-1-3-(1)-15_教務委員会_「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について		再掲
	資料1-1-3-(1)-16_専攻科委員会_「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について（アンケート結果分析含）		再掲
■ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価	資料1-1-3-(1)-17_卒業生アンケート調査依頼文（企業宛）		再掲
	資料1-1-3-(1)-18_卒業生アンケート調査依頼文（大学等宛）		再掲
	資料1-1-3-(1)-15_教務委員会_「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について		再掲
	資料1-1-3-(1)-16_専攻科委員会_「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について（アンケート結果分析含）		再掲
☐ その他			
【外部評価】			
☐ 外部有識者の検証			
■ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。）	資料1-1-3-(2)-02_特例適用専攻科一覧		
☐ 設置計画履行状況調査			
☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】 観点1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、J A B E E（日本技術者教育認定機構）によるJ A B E E認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■ 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）		
	資料1-1-1-(1)-01_評価・改善基本方針（R2.4.1施行）		再掲
	資料1-1-1-(1)-02_自己点検・評価実施要項（R2.4.1施行）		再掲
	資料1-1-1-(1)-03_自己点検・評価に関する申し合わせ（R2.4.1施行）		再掲
	資料1-1-1-(1)-04_運営諮問委員会規則（H19.4.26改正）		再掲
	資料1-1-4-(1)-01_R050419企画会議議事概要	自己点検・評価委員会から校長に改善意見が提出され、その対応について企画会議で確認後、運営会議で報告された。	
	資料1-1-4-(1)-02_R050425運営会議議事概要		
	資料1-1-4-(1)-03_令和4年度自己点検・評価報告に基づく改善意見について		
	資料1-1-4-(1)-04_令和4年度自己点検・評価報告における改善意見に対する対応		
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01_機関別認証評価受審後の対応状況について		
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-2-(2)-03_令和4年度「自己点検・評価」報告書		再掲
	資料1-1-4-(1)-03_令和4年度自己点検・評価報告に基づく改善意見について		再掲
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-4-(3)-01_R050531運営会議議事概要	FD実施後、運営会議においてアンケート結果に基づき分析・評価を行った。	
	資料1-1-4-(3)-02_教職員FDの参加状況とアンケート結果について		

	資料1-1-4-(3)-03_R050927運営会議議事概要		
	資料1-1-4-(3)-04_教職員FDの参加状況について		
	資料1-1-4-(3)-05_R060328運営会議議事概要		
	資料1-1-4-(3)-06_教員FD（R6.2実施分）の実施状況について		
	資料1-1-4-(3)-07_釧路高専ウェブサイト（学生相談室について）	学生相談室のページの修正を行った。 https://www.kushiro-ct.ac.jp/soudan/	
	資料1-1-4-(3)-08_ハラスメント防止に関する講演会講師依頼文書	ハラスメント防止研修を実施後、運営会議においてアンケート結果に基づき分析・評価を行った。	
	資料1-1-4-(3)-02_教職員FDの参加状況とアンケート結果について		再掲
	資料1-1-4-(3)-09_令和5年度教学IR室へのリサーチクエストンについて	教学IR室により、成績評価の妥当性を事後チェックに関する取組を実施した。	
	資料1-1-4-(3)-10_R060131運営会議議事概要		
	資料1-1-4-(3)-11_2023後期中間)不合格率3分の1超えの科目一覧_フォローアップ計画書		
	資料1-1-4-(3)-12_後期中間試験におけるクラス別科目得点分布図		
1－1　特記事項	この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
該当なし			

評価の視点

1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。

（準学士課程）

観点1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。

○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。

○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。

関係法令（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 資料1-2-1-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R6.10.30改正）	第8条第一号	
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	資料1-2-1-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R6.10.30改正）	卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は身に付けられる能力に力点を置いたものであり、ディプロマポリシーの学習目標を踏まえて各コース・分野ごとに必要な能力を明記しているため、整合性を有していると判断できる。	再掲

9

(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。			
■ 示している	資料1-2-1-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R6.10.30改正）	第8条第一号	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。） ○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。			
関係法令 （施）第165条の2 （設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R6.10.30改正）	第9条第一号	再掲
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
	資料1-1-3-(1)-15_教務委員会「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について	資料より、卒業生の学びに対する満足度が高いこと、及び採用先企業・団体の採用結果が良好であり、さらに卒業生の自己評価および採用先企業・団体からの評価は高いことが示されている。このため本校のDPは社会ニーズに合致していると考えられる。CPについてもアンケート調査結果より、学習目標に対する卒業生の達成度が高いことから、本校カリキュラムに一定の教育効果が確認できる。このため本校のCPは社会ニーズに合致していると考えられる。この様に、DPを基準にCPが設計されているため、整合性が取れていると判断できる。	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☐ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他			
	資料1-2-1-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R6.10.30改正）	第9条第一号	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。
なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。

○ 「学力の3要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第10条第一号	
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第10条のとおり、学校教育法施行規則に基づき定めている。	再掲
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第10条第一号	再掲
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第10条第一号	再掲

13

(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第10条第一号 学力の3要素に係る内容はアドミッションポリシーの「求める学生像」に含めており、「知識・技能」については『知識・技能：工学を学ぶための基礎学力を備えた人』、「思考力・判断力・表現力等の能力」については『社会の物事に疑問や関心を持ち、よい社会を築こうとする人』、『失敗を恐れず、何度でも頑張ってみようとする人』、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については『約束ごとを守り、まわりの人たちを尊重する人』、『失敗を恐れず、何度でも頑張ってみようとする人』が該当する。	再掲
	資料1-2-3-(5)-01_令和6年度学生募集要項	4ページ（アドミッションポリシー（釧路高専入学者受入方針））	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

(専攻科課程)

観点1－2－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1－2－①の留意点に準ずるものとする。

関係法令（法）第119条第2項（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている ■ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第8条第二号	再掲
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は身に付けられる能力に力点を置いたものであり、ディプロマポリシーの学習目標を踏まえて各専攻ごとに必要な能力を明記しているため、整合性を有していると判断できる。	再掲
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第8条第二号	再掲

観点1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】
○ 観点1－2－②の留意点に準ずるものとする。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン
（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている ■ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第9条第二号	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
	資料1-1-3-(1)-16_専攻科委員会「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について（アンケート結果分析含）	資料より、卒業生の学びに対する満足度が高いこと、及び採用先企業・団体の採用結果が良好であり、さらに卒業生の自己評価および採用先企業・団体からの評価は高いことが示されている。このため本校のDPは社会ニーズに合致していると考えられる。CPについてもアンケート調査結果より、学習目標に対する卒業生の達成度が高いことから、本校カリキュラムに一定の教育効果が確認できる。このため本校のCPは社会ニーズに合致していると考えられる。この様に、DPを基準にCPが設計されているため、整合性が取れていると判断できる。	再掲
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☐ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他			
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第9条第二号	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1－2－⑥ 専攻科課程の入学受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】
○ 観点1－2－③の留意点に準ずるものとする。

関係法令（法）第119条第2項（施）第165条の2、第177条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する ガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている ■ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第10条第二号	再掲
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第10条のとおり、学校教育法施行規則に基づき定めている。	再掲
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第10条第二号	再掲
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第10条第二号	再掲
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	資料1-2-3-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R5.3.28改正）	第10条第二号 学力の3要素に係る内容はアドミッションポリシーの「求める学生像」に含めており、「知識・技能」については『技術や科学の素養があり、より高度で幅広い技術の修得を目指す人』、「思考力・判断力・表現力等の能力」については『基本的な教養と倫理観を身につけた人』『技術的課題に積極的に挑戦する意欲のある人』、『技術を身につけ、地域・社会に貢献する希望のある人』、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については、『コミュニケーション能力の向上を目指す人』が該当する。	再掲
	資料1-2-6-(5)-01_令和6年度専攻科学生募集要項	12ページ（入学者受入方針（アドミッションポリシー））	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点 1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			
観点 1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。			
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。			
関係法令 （法）第109条 （施）第166条 （設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-2-1-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R6.10.30改正）	第3条第3項・第11条	再掲
	資料1-3-1-(1)-01_企画会議規則	第3条第二号	
	資料1-3-1-(1)-02_運営会議規則	第3条第二号	
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検した上で、改定を要しないと判断している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-3-1-(2)-01_R6.3月定例教務委員会_議事概要及び資料		
	資料1-3-1-(2)-02_R6.3月定例専攻科委員会_議事概要及び資料		
	資料1-3-1-(2)-03_R5第15回入学試験委員会議事概要及び資料		
	資料1-3-1-(2)-04_R060319_第22回企画会議議事概要及び資料		
	資料1-3-1-(2)-05_R6.3月運営会議議事概要及び資料		
1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 1

優れた点			
該当なし			

改善を要する点			
観点1-1-①：根拠となるデータや資料等の定期的な収集・蓄積 観点1-1-③：計画的な意見聴取と評価改善策を含めた委員会審議 観点1-1-④：適切な規則等の整備、ならびに、指摘された改善事項とその取組みの委員会審議 観点1-2-②：CPの学習成果評価法が「シラバスに記載」となっている			

end

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】 ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料2-1-1-(1)-01_学則_本文（R6.3.28改正）	第7条の2	
	資料2-1-1-(1)-02_創造工学科の教育上の編成等に関する規則（H28.4.1施行）		
	資料1-2-1-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R6.10.30改正）	第8条第一号（ディプロマ・ポリシー）	再掲
	資料1-1-3-(1)-15_教務委員会「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について		再掲
	本校は創造工学科1学科3コースのもと5分野を設置している。卒業認定方針（ディプロマ・ポリシー）において「学習目標に定める実践的・創造的技術者としての能力及び各コース・各分野に下記の能力を身につけ、5年間の課程を修了した者に対し卒業を認定する。」と定めており、「釧路工業高等専門学校の使命及び目的」、「養成すべき人材像」と共に、学校の目的に沿っており、整合性を有した学科の構成となっている。		

観点 2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。
- 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。

関係法令 （法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01_学則_本文（R6.3.28改正）	第50条、第51条の2	再掲
	資料1-2-1-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R6.10.30改正）		再掲
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	本校専攻科は、建設・生産システム工学専攻及び電子情報システム工学専攻の2専攻を設置している。修了認定方針（ディプロマ・ポリシー）において「学習目標に定める実践的・創造的技術者としての能力及び各専攻に下記の能力を身につけることを達成した者に対し修了を認定する。」と定めており、「釧路工業高等専門学校の使命及び目的」の専攻科に関する記載および「養成すべき人材像」と共に、学校の目的に沿っており、整合性を有した専攻の構成となっている。		

観点2－1－③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料2-1-3-(1)-01_運営組織規則（R5.3.28改正）		
	資料2-1-3-(1)-02_令和5年度学校要覧	14ページ：組織図	
	資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）		再掲
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(2)-01_R5年度教務委員会議事概要_結合		
	資料2-1-3-(2)-02_R5.11月定例学生委員会議事概要	学生支援について審議の一例	
	資料2-1-3-(2)-03_R5.5月定例寮務委員会議事概要	寮生支援について審議の一例	
	資料2-1-3-(2)-04_R5年度専攻科委員会議事概要_結合		
	資料2-1-3-(2)-05_R5年度入学試験委員会議事概要_結合		
	資料2-1-3-(2)-06_R5年度主な会議開催一覧		
2－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点

2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。
 (例1) 目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。
 (例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- (1)(2)に関し、基幹(専任)教員数には助教の数も含めることができる(助手は除く。)
- (4)(5)については、基幹教員以外の教員(助手を除く)(非常勤講師)についても分析すること。

関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の基幹教員(なお従前の例による場合は「専任教員」)を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
		本校の一般科目担当教員数(25人)は、高専設置基準に定められた教員数(22人)以上確保している。	
(2) 専門科目担当の基幹教員(なお従前の例による場合は「専任教員」)を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
		本校の専門科目担当教員数(44人)は、高専設置基準に定められた教員数(36人)以上確保している。	

(3)基幹教員であって専門科目を担当する教授及び准教授の数は、一般科目を担当する基幹教員数と専門科目を担当する基幹教員数との合計数の二分の一以上となっているか。（なお従前の例により「専任教員」を置く場合は、専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。）			
	■ なっていない（確保していない）	本校の専門科目担当教員のうち教授及び准教授人数（34人）は、高専設置基準に定められた教授及び准教授人数（34.5人）以上確保していないが、前期末で退職予定の教員がいるため解消の見込みあり。なお、教員公募を実施するが、応募者がおらず、採用候補者が決まらない状態が続く分野等もあり、今後も工夫しながら公募を実施する予定である。	
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【様式2－3】担当教員一覧表等		
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（複数チェック■可）	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		
	■ 博士の学位	本校教員の学位、資格、実務経験等について、【様式2－3】担当教員一覧表等のとおり。英語コミュニケーションの科目においては外国人の非常勤講師による授業を実施している。	
	■ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする）	採用は公募を行っており、採用後の教育内容に応じて、応募資格を変更している。	
	■ 技術資格		
	■ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等）		
	□ 海外経験		
	□ その他		
	教員の選考（採用及び昇任）においては、「教員の選考手続きについて」及び「教員選考基準」に基づき実施しており、学位、資格、経験、業績等を含め、一般科目及び専門分野で適切な配置となるよう配慮している。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点 2－2－② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は令和5年度に特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査を受け認定されているため、満たしていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【様式2－3】担当教員一覧表等		
（リストから選択してください）			
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。			
（リストから選択してください）			
	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

【留意点】なし。

関係法令（設）第6条第11項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■ 配慮している	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01_釧路高専ウェブサイト－教員の男女別及び年齢構成	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/R6_nenrei_kousei.pdf	
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。 教員の採用においては、公募により実施しており、資料のとおり教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮している。		
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。（複数チェック■可） ■ 教育経歴 ■ 実務経験 ■ 男女比 □ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-1-(5)-01_釧路高専教員公募（一般教育部門_国語）	教員の選考（採用及び昇任）においては、「教員の選考手続きについて」及び「教員選考基準」に基づき実施しており、学位、資格、経験、業績、等を含め、一般科目及び専門分野で適切な配置となるよう配慮している。また、女性教員の比率向上については、教員公募の際に、各種業績の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用する旨記載している。	再掲
	資料2-2-1-(5)-02_釧路高専教員公募（機械工学分野）		再掲
	資料2-2-1-(5)-03_教員の選考手続きについて		再掲
	資料2-2-1-(5)-04_教員選考基準		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（複数チェック■可） ■ 学位取得に関する支援	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-01_高専機構就業規則	第34条において、教員が博士号取得のために大学等の研究機関で研究論文指導を受けることを理事長が承認した期間は、職務専念義務を免除されることが規定されている。	
	資料2-2-3-(3)-02_高専機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則	第28条において、教職員が自発的に大学等における修学をするため理事長の承認を得たときは、自己啓発等休業できることが規定されている。	

☐ 任期制の導入 ☐ 公募制の導入 ☒ 教員表彰制度の導入 ☐ 企業研修への参加支援 ☒ 校長裁量経費等の予算配分 ☐ ゆとりの時間確保策の導入 ☐ サバティカル制度の導入 ☒ 他の教育機関との人事交流 ☐ その他			
	資料2-2-3-(3)-03_高専機構教員顕彰実施要項	高専機構では、管理運営、地域社会への貢献を含み、学生教育を中心とする分野において顕著な功績を挙げている教員を顕彰するとともに、顕彰を通じて国立高等専門学校における教育の充実及び向上を目指すものとして、教員顕彰を実施している。	
	資料2-2-3-(3)-04_釧路工業高等専門学校教育業績賞実施要項	教育上特に顕著な功績のあった教員に対して、教育業績賞を授与している。	
	資料2-2-3-(3)-05_校長裁量経費取扱要項	本校の教育業績賞受賞者への教育・研究経費支援を行っている。	
	資料2-2-3-(3)-06_教員の高専間異動希望調査の実施について（学内通知メール）	高専機構では、高専における欠員の解消、採用手続きの負担軽減及び組織の活性化を図ること及び教員が仕事と生活の両立を図ることを支援するための同居支援プログラムを実施しており、学内周知している。（異動の実績はない。）	
	資料2-2-3-(3)-07_高専機構同居支援プログラム実施要項		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点

2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
■ 整備している	資料1-1-3-(1)-01_校長個人面談実施要項	各教員の教育研究等の目標及び成果に関することを含む校長による教員面談が実施されている。	再掲
	資料1-1-3-(1)-02_令和5年度校長個人面談の実施について（通知メール）		再掲
	資料2-2-3-(3)-05_校長裁量経費取扱要項	科学研究費に申請した教員へ校長裁量経費から教員教育研究経費として配分している。	再掲
	資料2-2-1-(5)-03_教員の選考手続きについて	昇任候補者となった教員については、定められた各評価項目に示している観点例に着目して評価が行われている。	再掲
	資料2-2-1-(5)-04_教員選考基準		再掲
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-05_校長裁量経費取扱要項	科学研究費に申請した教員へ校長裁量経費から教員教育研究経費として配分している。	再掲
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。			
■ 実施している	資料2-3-1-(2)-01_令和6年4月1日付け教員の昇任に係る申し出について（通知メール）	各系長及び分野長に対して、昇任候補者となる教員の有無について、例年照会を行っている。	
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（複数チェック■可）			
■ 給与における措置	資料2-3-1-(3)-01_教職員給与規則（本文）	第18条において、昇給は1年間における勤務成績に応じて行うことが規定されている。また、第35条においては、勤勉手当は勤務成績に応じて支給することが規定されている。	
■ 研究費配分における措置	資料2-2-3-(3)-05_校長裁量経費取扱要項	科学研究費に申請した教員へ、また、本校の教育業績賞受賞者への教育・研究経費支援として、教員教育研究経費を配分している。	再掲
□ 教員組織の見直し			
■ 表彰	資料2-2-3-(3)-05_校長裁量経費取扱要項	教育上特に顕著な功績のあった教員に対して、教育業績賞を授与している。	再掲

☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 学生指導、教育、研究、学校運営への貢献等個々の活動状況を総合的に勘案し、勤勉手当及び昇給の成績区分への反映又は昇任候補の該当有無について活用されている。また、科研費の取組みを行った教員については、インセンティブとしての研究費を配分しているほか、教育の取組への表彰を実施している。		
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している			
	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	資料1-1-3-(1)-06_令和5年度_前期_授業評価アンケート実施要項		再掲
	資料1-1-3-(1)-07_令和5年度_後期_授業評価アンケート実施要項		再掲
	◇実施していることがわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-08_令和5年度前期授業評価アンケート結果	学生からの授業評価アンケートを例年半期ごとに実施しており、非常勤講師が担当する科目も含まれる。	再掲

観点2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

【留意点】

○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。

関係法令 (設)第11～14条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■ 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）		
	資料2-2-1-(5)-03_教員の選考手続きについて		再掲
	資料2-2-1-(5)-04_教員選考基準		再掲
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可） ■ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 □ 海外経験の確認 ■ 国際的な活動実績の確認 □ その他	◇実施・確認していることがわかる資料		
	資料2-2-1-(5)-01_釧路高専教員公募（一般教育部門_国語）		再掲
	資料2-2-1-(5)-02_釧路高専教員公募（機械工学分野）		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-2-1-(5)-01_釧路高専教員公募（一般教育部門_国語）		再掲
	資料2-3-2-(3)-01_教員選考委員会レジメ（第1～3回）（国語採用）		
	資料2-2-1-(5)-02_釧路高専教員公募（機械工学分野）		再掲
	資料2-3-2-(3)-02_教員選考委員会レジメ（第5～8回）（機械工学分野採用）		
	資料2-3-2-(3)-03_教員選考委員会レジメ（第1～2回）（建築学分野教授昇任）		
	各系長又は各分野長が教員選考等申出書により校長へ申し出があった後、必要と認められた場合、教員選考委員会が設置される。公募内容の検討及び候補者の審査が行われ、採用又は昇任候補者が決定される。		

(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■ 定めていない	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
	資料2-3-2-(4)-01_R6教務関係申し合わせ類集（抜粋）	明確な基準を示す規則はないが、教務関係申し合わせ類集「非常勤講師依頼について」において記載されており、非常勤講師候補者は、教務委員会又は専攻科委員会における審議を経て決定している。	
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点

2－4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。

【留意点】なし。

関係法令（設）第9条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「F D」という。）を実施する体制を整備しているか。	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
■ 整備している	資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）	第10条第五号 教務委員会において、教育内容及び教育方法等の改善のための研修に関する事項を審議することを規定している。	再掲
	資料1-1-1-(1)-03_自己点検・評価に関する申し合わせ（R2.4.1施行）	教員F Dに関することの意見聴取の方法等について、教員F D実施組織が実施することを規定している。現状では、授業の内容及び方法の改善に限らず、教員の能力向上に繋がる取組として各実施組織により実施している。	再掲
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料1-1-4-(3)-02_教職員FDの参加状況とアンケート結果について		再掲
	資料1-1-4-(3)-04_教職員FDの参加状況について		再掲
	資料1-1-4-(3)-06_教員FD（R6.2実施分）の実施状況について		再掲
(2) 定期的にF Dを実施しているか。	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
■ 実施している	資料1-1-4-(3)-02_教職員FDの参加状況とアンケート結果について		再掲
	資料1-1-4-(3)-04_教職員FDの参加状況について		再掲
	資料1-1-4-(3)-06_教員FD（R6.2実施分）の実施状況について		再掲
	◇F Dに関する報告書等の該当箇所等		

	資料1-1-4-(3)-02_教職員FDの参加状況とアンケート結果について		再掲
	資料1-1-4-(3)-04_教職員FDの参加状況について		再掲
	資料1-1-4-(3)-06_教員FD（R6.2実施分）の実施状況について		再掲
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		
	資料1-1-4-(3)-02_教職員FDの参加状況とアンケート結果について		再掲
	資料1-1-4-(3)-04_教職員FDの参加状況について		再掲
	資料1-1-4-(3)-06_教員FD（R6.2実施分）の実施状況について		再掲
	アンケート結果から参加教職員の満足度がいずれも90%を超えておりFDの効果があったとみなせる。 また、自分の立場を踏まえて活用方法を検討する意見が見られることから、教育についての改善につながっていると判断できる。		

観点 2－4－② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

【留意点】

- 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。
- 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の高等専門学校が定める者（以下、「指導補助者」という）を配置する場合は、(3)についても分析すること。

関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第6条第1項～第4項、第7条、第26条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表 ◇役割分担が確認できる資料（事務組織規程、事務組織図、技術室規程、職員一覧） ◇助手を配置する場合、助手の位置づけ・支援内容と人数配置状況が明示されている資料		
	資料2-4-2-(1)-01_事務組織及び事務分掌規則		
	資料2-4-2-(1)-02_教育研究支援センター規則		
	資料2-4-2-(1)-03_職員組織図（R050501）		
(2) 図書館に専門的職員その他の専属の教員または事務職員等を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している			
	資料2-4-2-(1)-03_職員組織図（R050501）	図書館には図書係の職員を配置している。	再掲
(3) 指導補助者を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続等が規定されているか。 ■ 規定している	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表 ◇教育補助者（指導補助者）の定義、業務内容、採用手続きについて定めた規程		
	資料2-4-2-(3)-01_ティーチング・アシスタント規則		

観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】

○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。
FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。

○ 指導補助者を配置する場合は、(2)についても分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01_（高専機構実施）令和5年度事業報告書及び自己点検評価書作成に係る調査回答_教員の研修	FDの企画にも職員を参加対象とし、教育支援者の資質向上を図っている。	
	資料2-4-3-(1)-02_（高専機構実施）令和5年度事業報告書及び自己点検評価書作成に係る調査回答_事務職員・技術職員の研修		
	資料2-4-3-(1)-03_教育研究支援センター令和5年度活動報告	活動報告1ページの項番7、8及び14ページに実績を掲載 （活動報告はホームページにて公開） https://www.kushiro-ct.ac.jp/ersc/houkoku.html	
	資料2-4-3-(1)-04_研修資料（東日本特別研修会）	研修の実施要項等	
	資料2-4-3-(1)-05_研修資料（情報化要員研修会）	研修の実施要項等	
	資料2-4-3-(1)-06_研修資料（道内4高専SD研修）	研修の実施要項等	
(2) 指導補助者を配置する場合、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている	◇研修の内容が確認できる資料		
	◇実施状況一覧		
	資料2-4-3-(2)-01_R5年度SSL活動報告	学習支援室：TAに対する研修は口頭で実施	

2-4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準2

優れた点

該当なし

改善を要する点			
観点2-3-②：適切な規則の整備 観点2-4-①：FD実施体制の整備，FDの内容の分類，改善評価の実施			

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点

3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。
また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

観点 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。

【留意点】
○ (2)の必要な施設とは、高等専門学校設置基準第23条及び第24条に規定されている施設のことである。

関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第27条の2、第27条の3、(施)第172条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地・校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
(2) 必要な施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料		
	【様式2-1】高等専門学校現況表		
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧	p.102配置図、p.103校舎平面図	
(3) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（複数チェック■可） ■ 実験・実習工場 □ 練習船 □ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(4) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧	p.103校舎平面図（1階：図書館、2階：多目的・学習ルーム、3階：専攻科学生ルーム）	再掲
	資料3-1-1-(4)-01 令和5年度鶴翔寮生活のしおり	p.16学習室	

(5) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。 (複数チェック■可) ■ 厚生施設 ■ コミュニケーションスペース ■ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧	p.87福利・厚生関係、p.102釧路高専配置図（鶴峰会館）	再掲
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧	p.65図書館関係（談話ホール）、p.87福利・厚生関係、p.90福利施設平面図（談話コーナー）、p.103校舎平面図（1階：学生ホール）	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
	資料3-1-1-(4)-01 令和5年度鶴翔寮生活のしおり	P16談話室	再掲
(6) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
	資料3-1-1-(6)-01 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則	第2章に安全衛生管理体制を規定している。	
	資料3-1-1-(6)-02 釧路工業高等専門学校安全衛生委員会規則	安全衛生管理体制を確保するため、安全衛生委員会を設置している。	
	資料3-1-1-(6)-03 釧路工業高等専門学校安全衛生委員会組織	令和5年度の安全衛生委員会の構成員を示して。	
	◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等		
(7) (6)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている実例に関する資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(7)-01 令和5年度第2回安全衛生委員会議事概要及び会議資料		
	資料3-1-1-(7)-02 実験実習安全必携（メール通知文）		
	資料3-1-1-(7)-03 実験実習安全必携		
	資料3-1-1-(7)-04 「新任教職員向け安全衛生教育」の資料（研修実施要項）		
	資料3-1-1-(7)-05 「新任教職員向け安全衛生教育」の資料		
	(6)で示した体制のもとに安全衛生委員会では、資料3-1-1-(7)-01に示したように①安全衛生管理計画書を作成し、安全衛生に努めている。②安全衛生資格取得関係計画一覧のとおり、安全衛生に係る資格取得者の確保に努めている。③巡視担当者による巡視結果を毎月委員会に報告し、指摘事項については担当部署に改善依頼している。また資料3-1-1-(7)-02、資料3-1-1-(7)-03に示したように新規採用職員（異動者含む）に実験実習安全必携データを配付し、安全意識の向上に努めている。さらに資料3-1-1-(7)-04、資料3-1-1-(7)-05に示したように新任教職員研修会において、衛生管理者による安全衛生教育を実施している。		
(8) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
	資料3-1-1-(8)-01 バリアフリー化への配慮		

(9) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料1-1-1-(1)-03 自己点検・評価に関する申し合わせ（R2.4.1施行）		再掲
(10) (9)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料3-1-1-(10)-01 寮生活に関するアンケート結果（概要）		
	資料3-1-1-(10)-02 R6.3月運営会議議事概要及び資料（施設に関するアンケート）		
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	得られた意見に対して、行った改善の一例を示す。 （意見）1年生から休日朝食を取れない。 （改善）土日祝の朝食に限りシフト制を廃止。 （意見）冬季土日の居室照明の点灯時間を早めて欲しい。 （改善）システム上、曜日別で設定が出来ないため、後期中間試験後より点灯開始時間を一律14：30からに変更。		
	資料3-1-1-(10)-03 寮務委員会R0512議事概要		

観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ この観点のＩＣＴ環境とは、無線・有線ＬＡＮやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたＩＣＴ環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-②で分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		
	資料3-1-2-(1)-01 <u>R5年度学校要覧（情報処理センター）</u>		
	資料3-1-2-(1)-02 <u>学校内ネットワーク環境の整備状況（AP配置図）</u>		
	資料3-1-2-(1)-03 <u>釧路高専ウェブサイト（情報処理センター）</u>		
	資料3-1-2-(1)-04 <u>情報処理センター規則</u>		
(2) ＩＣＴ環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ＩＣＴ環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料		
	資料3-1-2-(2)-01 <u>サイバーセキュリティ管理規則</u>	セキュリティ管理に関する各種規則等を整備し、サイバーセキュリティ管理規則第6条で定める組織体制をはじめとする必要な管理体制を整えている。	
	資料3-1-2-(2)-02 <u>サイバーセキュリティ推進規則</u>		
	資料3-1-2-(2)-03 <u>サイバーセキュリティ教職員規則</u>		
	資料3-1-2-(2)-04 <u>サイバーセキュリティ利用者規則</u>		
	資料3-1-2-(2)-05 <u>情報システム取扱及び情報セキュリティ対策ガイドライン</u>		
	資料3-1-2-(2)-06 <u>令和5年度ＩＴ人材育成研修会 2月16日参加者一覧</u>	情報システム等の運営に携わる教職員の専門的知識や技術力の向上を図るために例年受講している。	
(3) ＩＣＴ環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇ＩＣＴ環境の利用状況がわかる資料		
	資料3-1-2-(3)-01 <u>R5年度前期後期授業時間割</u>	プログラミング演習室1・2及び計算機演習室を授業で使用しているほか、無線LANの利用状況及び学内ICT環境利用に関するアンケート結果からも、有効に活用されている。	
	資料3-1-2-(3)-02 <u>無線LAN利用者数 2023年4月～2024年5月</u>		
	資料3-1-2-(3)-03 <u>R4年度学内ICT環境利用に関するアンケート結果と分析</u>		
	資料3-1-2-(3)-04 <u>R5年度開講「情報リテラシー」シラバス</u>	学生及び教職員に情報セキュリティ教育を実施している。	
	資料3-1-2-(3)-05 <u>令和5年度情報セキュリティ講習会の開催について（通知）</u>		
(4) (3)について学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-2-(1)-04 <u>情報処理センター規則</u>		再掲
	資料1-1-1-(1)-03 <u>自己点検・評価に関する申し合わせ（R2.4.1施行）</u>		再掲
(5) (4)の体制が機能しているか。	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		

■ 機能している

資料3-1-2-(1)-02 学校内ネットワーク環境の整備状況（AP配置図）	令和5年1月に実施された高専統一ネットワーク機器の更新により、eduroamに対応した機材(Extreme AP305C)が導入された。これにより、学生に無線LANを開放できるようになった。また、令和5年度末には既存の古いアクセスポイントを更新(Alleid Telesis AT-TQ6702 GEN2)したことにより、eduroamの利用可能範囲が拡大した。	再掲
資料3-1-2-(3)-03 R4年度学内ICT環境利用に関するアンケート結果と分析	アンケート実施時点において技術的な問題により教職員がeduroamのアクセスポイントを使用できなかったため、その旨の回答が見られた。その後、問題の解消法が確立したため教職員を含めてeduroam環境を利用できるようになった。	再掲
資料3-1-2-(5)-01 教職員宛通知「無線LAN SSID eduroamへの接続について」		
資料3-1-2-(5)-02 令和6年度新入生向けBYODの案内文		
資料3-1-2-(5)-03 令和6年度専攻科新入生向けBYODの案内文		

観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【留意点】

- 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、電子ジャーナル、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。
- 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令（設）第26条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 釧路高専ウェブサイト 図書館概要	https://www.kushiro-ct.ac.jp/library/gaiyo/gaiyo.html	
	資料2-1-3-(1)-02 令和5年度学校要覧	p.40図書館	再掲
(2) 図書、学術雑誌、電子ジャーナルその他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 釧路高専ウェブサイト 図書館概要	https://www.kushiro-ct.ac.jp/library/gaiyo/gaiyo.html	再掲
	資料2-1-3-(1)-02 令和5年度学校要覧	p.40図書館	再掲
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
	資料3-1-3-(3)-01 大学・短期大学・高等専門学校図書館調査票2023（回答抜粋）		
	資料3-1-3-(3)-02 令和5年度図書館利用統計		
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01 釧路高専ウェブサイト 図書館利用案内	https://www.kushiro-ct.ac.jp/library/annnai/annnai.pdf	
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧	p.65-68図書館関係	再掲
	資料2-1-3-(1)-02 令和5年度学校要覧	p.40図書館	再掲
	資料3-1-3-(4)-02 図書館利用案内三つ折りパンフレット		
3-1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点 3－2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。 また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。			
観点3－2－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 【留意点】 ○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。 ○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 （複数チェック■可） ■ 学科生 ■ 専攻科生 ■ 編入学生 ■ 留学生 ■ 障害のある学生 □ 社会人学生 □ その他	◇実施状況がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-01_R5年度入学式タイムスケジュール		
	資料3-2-1-(1)-02_（学生用）R5.4月特別時間割		
	資料3-2-1-(1)-03_R5年度新入生ガイダンス実施要項		
	資料3-2-1-(1)-01_R5年度入学式タイムスケジュール		再掲
	資料3-2-1-(1)-02_（学生用）R5.4月特別時間割		再掲
	資料3-2-1-(1)-04_R5年度専攻科ガイダンス		
		編入学生及び留学生は、当該同学年の学生と同様4月は特別時間割に基づき、各種講和及びガイダンス等が行われている。	
	資料3-2-1-(1)-05_令和5年度合理的配慮対象学生へのサポートカレンダー（第1回障害学生支援委員会資料4）	入学手続き書類として全新生に通知文面を封入、申し立てのあった学生を対象に、サポートカレンダー（年間スケジュール）に基づき対応	
	資料3-2-1-(1)-06_R5年度新入生合理的配慮申請案内		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。
- 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（複数チェック■可） ■ 担任制・指導教員制の整備 ■ オフィスアワーの整備 ■ 対面型の相談受付体制の整備 ■ 電子メールによる相談受付体制の整備 □ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 □ 外国への留学に関する支援体制の整備 ■ その他	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01_R5学級担任の手引き		
	資料3-2-2-(1)-02_R5年度前期授業時間割		
	資料3-2-2-(1)-03_R5年度後期授業時間割		
	資料3-2-2-(1)-04_学生相談室規則		
	資料3-1-1-(2)-01_令和5年度学生便覧	p97-98	再掲
	資料2-1-3-(1)-02_令和5年度学校要覧	p44	再掲
	資料3-2-2-(1)-05_学生相談室ホームページURL	https://www.kushiro-ct.ac.jp/soudan/	
	資料3-2-2-(1)-06_釧路高専スクールカウンセラー業務ガイドライン	学習会	
	資料3-2-2-(1)-07_学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規（R6.3.19改正）		
	資料3-2-2-(1)-08_R5年度4月・5月寮関係行事		
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■ 利用されている	資料3-2-2-(1)-09_学生アドバイス・技術相談ポスター	https://www.kushiro-ct.ac.jp/ersc/adv.html	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料3-2-2-(1)-08のとおり、寮において第1学年の寮生を対象とする学習会を実施しており、教員又は他学年学生に学習相談が可能となっている。		
	また、資料3-2-2-(1)-09のとおり、教育研究支援センターの各部門・分野の専門知識を持っている技術職員が各分野の実験室などに常駐し、学生からの技術相談を受ける体制を整備している。		
	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		
	資料3-2-2-(2)-01_R5学生相談室議事概要_結合		
	資料3-2-2-(2)-02_令和5年度学生相談室相談件数		
	資料3-2-2-(2)-03_R5.8月特別学修単位認定申請者一覧		
	資料3-2-2-(2)-04_R5.8月定例教務委員会_議事概要		
	資料3-2-2-(2)-05_R5.10月特別学修単位認定申請者一覧		
	資料3-2-2-(2)-06_R5.10月定例教務委員会_議事概要		

	資料2-4-3-(1)-03_教育研究支援センター令和5年度活動報告	活動報告1 1 ページに実績を掲載	再掲
	資料3-2-2-(2)-07_教育研究支援センター_学生アドバイス報告書	相談対応例	
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。(複数チェック■可) ■ 担任制・指導教員制の導入 ■ 学生との懇談会 ■ 意見投書箱 ■ その他	◇制度がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01_R5学級担任の手引き	ホームルーム、面談等を実施	再掲
	資料3-2-2-(3)-01_学生意見箱様式	毎月10日に開封し、意見があれば審議のうえ回答をしている。	
	資料3-2-2-(3)-02_寮提案箱		
	資料2-4-3-(1)-03_教育研究支援センター令和5年度活動報告		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料3-2-2-(3)-02のとおり、寮において寮生のニーズを把握するため提案箱を設置している。 また、資料2-4-3-(1)-03 (11p) のとおり、教育研究支援センターでは、技術相談終了後にアンケートを実施し、学生のニーズを把握している。		
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-03_教育研究支援センター令和5年度活動報告	活動報告1 1 ページにアンケート結果を掲載	再掲

観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

【留意点】

- 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。
- (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。

関係法令 教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7～11条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料 資料1-1-1-(2)-01 委員会規則（R6.9.25改正） 資料3-2-3-(1)-01 外国人留学生の特例等に関する規程（H28.4.1施行）	第4章 寮務委員会、第11章 国際交流委員会	再掲
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料 資料3-2-3-(1)-01 外国人留学生の特例等に関する規程（H28.4.1施行） 資料3-2-3-(2)-01 一般科目_教育課程表（外国人留学生） ◇支援の実施状況がわかる資料 資料3-2-3-(2)-02 R5年度校務分掌（留学生指導教員） 資料3-2-2-(1)-02 R5年度前期授業時間割 資料3-2-2-(1)-03 R5年度後期授業時間割 資料3-2-3-(2)-03 R5年度外国人留学生チューター（R0506寮務委員会資料） 資料3-2-3-(2)-04 国費留学生経費_予算差引簿	留学生指導教員 「日本語」授業 「日本語」授業 チューター チューター（人件費の例）	再掲 再掲
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料 資料1-1-1-(2)-01 委員会規則（R6.9.25改正）	新入学する学生同様、学習に関することは教務委員会、学生生活に関することは学生委員会、寮生であれば寮務委員会が中心となり支援している。	再掲
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料 資料3-2-3-(4)-01_一般科目_教育課程表（編入学生） 資料3-2-3-(4)-02_専門科目（電気工学分野）_教育課程表（編入学生） ◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料	実際に電気工学分野4年次に編入学した学生に対して、高校数学で扱わない領域を学ぶために3年次の数学を履修してもらい、4年次の応用数学Aの代わりに5年時に応用数学Bを履修させている。	

	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
	資料3-2-3-(4)-01 一般科目 教育課程表（編入学生）	4 年次：3 年数学，5 年次：応用数学B	再掲
	資料3-2-3-(4)-02 専門科目（電気工学分野） 教育課程表（編入学生）		再掲
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(4)-01 一般科目 教育課程表（編入学生）		再掲
	資料3-2-3-(4)-02 専門科目（電気工学分野） 教育課程表（編入学生）		再掲
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料1-1-1-(2)-01 委員会規則（R6.9.25改正）	第9章 専攻科委員会 新入学する専攻科学生同様、専攻科委員会が中心となり支援している。	再掲
	資料3-2-3-(5)-01 専攻科申し合わせ類集	5p 社会人特別選抜における入学者の単位認定	
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
■ 行っていない		専攻科の社会人特別選抜で入学した該当者はいない。	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料1-1-1-(2)-01 委員会規則（R6.9.25改正）	第8章 障害学生支援委員会	再掲
	資料3-2-1-(1)-06 R5年度新入生合理的配慮申請案内		再掲
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
■ 行っている	資料3-2-3-(8)-01 令和5年度障害学生支援サポートチーム		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(8)-02 令和5年度障害学生支援委員会議事概要（結合）		
	資料3-2-1-(1)-05 令和5年度合理的配慮対象学生へのサポートカレンダー（第1回障害学生支援委員会資料4）	サポートカレンダー（年間スケジュール）に基づき面談や報告書作成など対応	再掲
	資料3-2-3-(8)-03 令和5年度支援報告書（ひな型）		

(9) 障害者差別解消法第 5 条及び第 7 条又は第 8 条（第 9 条、第10条、第11条の關係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01 委員会規則（R6.9.25改正）	第 8 章 障害学生支援委員会	再掲
	資料3-2-3-(8)-03 令和5年度支援報告書（ひな型）		再掲
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っていない	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		

観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条 いじめ防止対策推進法第35条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（複数チェック■可）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
■ 学生相談室	資料3-1-1-(2)-01_令和5年度学生便覧	p97-98	再掲
	資料3-2-4-(1)-01_学生相談室規則（R5.3.28改正）		
	資料2-1-3-(1)-02_令和5年度学校要覧	p44 学生相談室	再掲
	資料3-2-2-(1)-05_学生相談室ホームページURL	https://www.kushiro-ct.ac.jp/soudan/	再掲
□ 保健センター	資料3-2-4-(1)-02_R5年度校務分掌	学生委員会及びいじめ対策委員会について体制を整えている。	
■ 相談員やカウンセラーの配置	資料2-1-3-(1)-02_令和5年度学校要覧	p14 組織図 学生委員会及びいじめ対策委員会について体制を整えている。	再掲
	資料2-1-3-(1)-02_令和5年度学校要覧	p15-16 産業医、学校医等 学生委員会及びいじめ対策委員会について体制を整えている。	再掲
■ ハラスメント等の相談体制	資料3-2-4-(1)-03_ハラスメントの防止等に関する規則（R5.3.28改正）		
	資料3-2-4-(1)-04_R5年度ハラスメント相談室		
■ 学生に対する相談の案内等	資料3-2-2-(1)-05_学生相談室ホームページURL	https://www.kushiro-ct.ac.jp/soudan/	再掲
	資料3-2-4-(1)-04_R5年度ハラスメント相談室	各教室掲示	再掲
■ 奨学金	資料3-2-4-(1)-05_釧路高専ウェブサイト（授業料免除・奨学金等）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/2020/01/01/3508/	
	資料3-2-4-(1)-10_授業料免除・奨学金Teams周知		
■ 授業料減免	資料3-2-4-(1)-06_授業料の免除及び徴収猶予に関する規則（R4.3.24施行）		
	資料3-2-4-(1)-07_芳村仁奨学金取扱規則（R4.4.1施行）		
	資料3-1-1-(2)-01_令和5年度学生便覧	p92-94 授業料免除、奨学金	再掲
□ 特待生			
■ 緊急時の貸与等の制度	資料3-2-4-(1)-05_釧路高専ウェブサイトURL（授業料免除・奨学金等）	緊急支援及び家計急変等の奨学金あり	
■ いじめの防止・早期発見・対処等の体制	資料3-2-4-(1)-08_いじめ防止等基本計画		
	資料3-2-4-(1)-09_釧路高専ウェブサイトURL（いじめ防止等の取組について）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/2022/12/23/12664/	
□ その他	資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）	第12章 いじめ対策委員会	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。 ■ 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(2)-01 釧路高専ウェブサイトURL（保健室からのお知らせ）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/sliffe/nurses-office/	
	資料3-2-4-(2)-02 ほけんだより2023年春号		
	資料3-2-4-(2)-03 ほけんだより2023年冬号		
	資料3-2-4-(2)-04 ほけんだより2022年春号		
	資料3-2-4-(2)-05 ほけんだより2022年臨時号		
	資料3-2-4-(2)-06 ほけんだより2021年春号		
	資料3-2-4-(2)-07 2023年度定期健康診断のお知らせ		
	資料3-2-4-(2)-08 2022年度定期健康診断のお知らせ		
	資料3-2-4-(2)-09 2021年度定期健康診断のお知らせ		
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-01 令和5年度第1回いじめ対策委員会議事概要	学生からの相談やアンケートなどの回答について委員会で審議し、必要な場合はサポートを行っている。	
	資料3-2-4-(3)-02 令和5年度第2回いじめ対策委員会議事概要	学生からの相談やアンケートなどの回答について委員会で審議し、必要な場合はサポートを行っている。	
	資料3-2-4-(3)-03 令和5年度第3回いじめ対策委員会議事概要	学生からの相談やアンケートなどの回答について委員会で審議し、必要な場合はサポートを行っている。	
	資料3-2-4-(3)-04 令和5年度1月定例学生委員会議事概要	1.報告事項 (1)学生相談室から	
	資料3-2-2-(2)-02 令和5年度学生相談室相談件数		再掲
	資料3-2-4-(3)-05 令和5年度第11回学生相談室会議資料（学生相談室2023年度の活動と申し送り）	令和5年度の活動概要と令和6年度への申し送りについて記載	
	資料3-2-2-(2)-01 R5学生相談室議事概要 結合		再掲
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-06 令和5年度奨学生一覧（日本学生支援機構給付）		
	資料3-2-4-(3)-07 令和5年度奨学生一覧（日本学生支援機構貸与）		
	資料3-2-4-(3)-08 令和5年度奨学生一覧（日本学生支援機構以外）		

観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。

また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。

○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。

○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料1-1-1-(2)-01 委員会規則（R6.9.25改正）	第7章 キャリア教育支援委員会	再掲
	資料3-2-4-(1)-02 R5年度校務分掌		再掲
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可）	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料		
□ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施	資料3-2-5-(2)-01 大学編入学・専攻科入学について	年度初めの担任会議にて、本科5年の担任向けに進学指導用に配布している	
■ 進路指導用マニュアルの作成	資料3-2-5-(2)-02 学外実習取扱要項	学外実習取扱要項を定め、これに基づき学生を指導している	
■ 進路指導ガイダンスの実施	資料3-2-5-(2)-03 学外実習の手引き（本科編）	学外実習の手引きを作成し、これを用いて学生を指導している	
■ 進路指導室	資料3-2-5-(2)-04 専攻科学外実習取扱要項	専攻科学生実習取扱要項を定め、これに基づき学生を指導している	
■ 進路先（企業）訪問	資料3-2-5-(2)-05 インターンシップの手引き（専攻科編）	インターンシップの手引きを作成し、これを用いて学生を指導している	
■ 進学・就職に関する説明会	資料3-2-5-(2)-06 令和5年度合同大学編入学説明会実施要項	進学を検討している学生及び保護者を対象にした説明会	
	資料3-2-3-(5)-01 専攻科申し合わせ類集（インターンシップ）	5p インターンシップ	
	資料3-2-5-(2)-07 第2回学外実習・インターンシップ事前講習について（周知）		
	資料3-2-5-(2)-08 令和5年度進学ガイダンスについて（周知）	オンデマンドによる開催	
	資料3-2-5-(2)-09 令和5年度第8回キャリア教育支援委員会議事概要資料及び資料02 令和6年度サポートルーム告知		
	資料3-2-5-(2)-10 令和5年度第8回キャリア教育支援委員会議事概要資料及び資料09 各分野におけるキャリア教育について		
	資料3-2-5-(2)-11 仕事研究セミナー連絡事項	参加する学生向け 「釧路高専生のための仕事研究セミナー」には、本科4年(129名)及び専攻科1年(18名)は参加必須、本科3年は任意参加(出席確認はなし)	
	資料3-2-5-(2)-12 【開催要項 AM】20231216釧路高専生のための仕事研究セミナー	出展企業への配布資料	
	資料3-2-5-(2)-13 【開催要項 PM】20231216釧路高専生のための仕事研究セミナー	出展企業への配布資料	
□ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談			

- 資格取得による単位修得の認定
- 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等

□ その他

資料3-2-2-(1)-07 <u>学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規 (R6.3.19改正)</u>	第7条の2第2項 特別学修の単位認定	再掲
資料3-2-5-(2)-14 <u>学則別表1・2 教育課程表</u>	海外語学研修Ⅰ・Ⅱ、海外異文化理解研修Ⅰ・Ⅱの科目を開設している。	
資料3-2-5-(2)-15 <u>R6教務関係申し合わせ類集</u>	35p 海外留学にかかる単位認定について 海外留学を、学外実習Ⅰ・Ⅱの単位として認定することができる。	
資料3-2-3-(5)-01 <u>専攻科申し合わせ類集</u>	6p 派遣留学について 海外留学を、インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲの単位として認定することができる。	再掲
資料3-2-5-(2)-16 <u>協定書 (TUAS)</u>		
資料3-2-5-(2)-17 <u>協定書 (KMITL)</u>		
資料3-2-5-(2)-18 <u>協定書 (TNI)</u>		
資料3-2-5-(2)-19 <u>KMITL・TNI説明会開催案内</u>		
資料3-2-5-(2)-20 <u>台湾国立聯合大学研修募集案内</u>		
資料3-2-5-(2)-21 <u>TNIサマープログラム案内</u>		
資料3-2-5-(2)-22 <u>ベトナム・ダナン異文化理解研修募集案内</u>		
資料3-2-5-(2)-23 <u>ECCフィリピン・セブ校語学研修募集案内</u>		
資料3-2-5-(2)-24 <u>2023 タイ短期留学ガイダンス資料</u>	タイ短期留学の参加学生に向けたガイダンスを実施した。	
資料3-2-5-(2)-25 <u>R6へ向けた国際交流・留学説明会資料</u>	次年度の国際交流・留学についての説明会を実施した。	
◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(3) (2)の取組が機能しているか。 ■ 機能している	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
	資料3-2-5-(3)-01 R5第2回学外実習・インターンシップ事前講習参加者名簿	資料3-2-5-(2)-07に示した「R5_第2回学外実習・インターンシップ事前講習」には、本科4年及び専攻科1年 合わせて119名が参加	
	資料3-2-5-(3)-02 R5年度インターンシップ実施一覧（専攻科）		
	資料3-2-5-(3)-03 【出展企業一覧】 20231216釧路高専生のための仕事研究セミナー 11月28日現在	資料 3-2-5-(2)-12及び資料 3-2-5-(2)-13に示した「釧路高専生のための仕事研究セミナー」への出展企業は121社	
	資料3-2-5-(3)-04 R5合同大学編入学等説明会参加者名簿	資料3-2-5-(2)-06に示した「令和5年度合同大学編入学説明会」には、本科1～5年 学生及び保護者 合わせて114名が参加	
	資料3-2-2-(2)-03 R5.8月特別学修単位認定申請者一覧	資格取得による単位認定	再掲
	資料3-2-2-(2)-04 R5.8月定例教務委員会 議事概要	資格取得による単位認定	再掲
	資料3-2-2-(2)-05 R5.10月特別学修単位認定申請者一覧	資格取得による単位認定	再掲
	資料3-2-2-(2)-06 R5.10月定例教務委員会 議事概要	資格取得による単位認定	再掲
	資料3-2-5-(3)-05 令和5年度第16回国際交流委員会議事概要及び資料1	8－9月にかけて、タイ・キングモンクット工科大学ラカバン校（KMITL）に本科生 5 名、タイ・泰日工科大学（TNI）に本科生 4 名・専攻科生 1 名を学生交流協定にもとづき派遣した。またTNIが主催するサマープログラムに本科生 2 名、高専機構が包括的学術交流協定を結ぶ台湾国立聯合大学に本科生 1 名、本校が主催するECCフィリピン・セブ語学留学に 1 8 名、ベトナム・ダナン異文化理解研修に 1 0 名派遣した。	

観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料1-1-1-(2)-01 委員会規則（R6.9.25改正）	第3章 学生委員会	再掲
	資料3-2-6-(1)-01 R6.3学生委員会申し合わせ類集	p.14-26 3. 課外活動指導	
	資料2-1-3-(1)-02 令和5年度学校要覧	p.46 学生会	再掲
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧	p.51-63 学生会関係 p.87-98 福利・厚生関係	再掲
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
■ なっている	資料3-2-6-(1)-01 R6.3学生委員会申し合わせ類集	p.15 課外活動指導に関する申し合わせ事項（II.クラブ顧問の指導体制）	再掲
	資料3-2-6-(2)-01 令和5年度第1回クラブ顧問会議議事概要		
	資料3-2-6-(2)-02 2023年度クラブ顧問名簿		
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧	p.51-63 学生会関係	再掲
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
■ 機能している	資料3-2-6-(2)-01 令和5年度第1回クラブ顧問会議議事概要	福利施設の利用やクラブへの補助など、課外活動支援を行っている。	再掲

観点 3－2－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(1)-01 寄宿舎管理規則（H29.4.1施行）		
	資料3-1-1-(4)-01 令和5年度鶴翔寮生活のしおり		再掲
(2) 生活の間として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
	資料3-1-1-(4)-01 令和5年度鶴翔寮生活のしおり	p.16 施設・設備の利用について	再掲
(3) 勉学の間として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
	資料3-1-1-(4)-01 令和5年度鶴翔寮生活のしおり	p.16 施設・設備の利用について	再掲
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-01 R5年度4月寮務委員会資料_クラス別寮生人数一覧		
	資料3-2-7-(4)-02 R5年度4月寮務委員会議事概要	毎月の委員会で入寮状況を報告している。	
	◇勉学の間としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-08 R5年度4月・5月寮関係行事	学習会	再掲
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料3-2-7-(1)-01 寄宿舎管理規則（H29.4.1施行）		再掲
3－2 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
様々な課題を抱える学生をいかに支援するかは大きな課題となっている。この様な学生の多くは学業不振だけでなく、メンタル面、健康面、合理的配慮等の課題を抱え不登校傾向になることがおおい。そこで、令和元年度から優れた取り組みとしてSSLを行っていた学習支援室、様々な課題を抱える学生を支援する障害学生支援委員会を含め、教務委員会、学生委員会、寮務委員会、いじめ対策委員会、学生相談室で構成される釧路高専学生サポートセンターを新たに稼働させ、学生の情報共有と対応のコンサルテーションを組織的かつ効率的に推進している。また、情報連携を密にするため関係者で構成されるサポートセンター会議を週1回のペースで実施している。			
	資料3-2-特-01 学生サポートセンター規則（R5.3.28制定）		
	資料1-1-1-(2)-01 委員会規則（R6.9.25改正）	第8章 障害学生支援委員会	再掲
	資料3-2-特-02 学習支援室規則（R5.3.28改正）		

基準 3

優れた点

学生サポートセンターは3-2特記事項に記載の取組の他、学生サポートセンターに集約されるの学生情報で組織的な支援体制を構築するため、学生情報データベースを構築・運用を既存の教務システムに組み込んだ。配慮が必要な学生、学生相談室の支援状況と欠席や成績などの教務情報を一元管理することにより、学生サポートセンターの支援効果が、より教職員全体に行き渡るようになった。また、それと同時に登校確認システムの構築にも着手し学生の安否確認体勢を高めた。

	資料3-2-特-01_学生サポートセンター規則（R5.3.28制定）		再掲
	資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）	第8章 障害学生支援委員会	再掲
	資料3-2-特-02_学習支援室規則（R5.3.28改正）		再掲
	資料3-優-01_R5年度高専高度化推進経費事業「学校改善事業(経営改善)」【事業申請書・ポンチ絵】		

改善を要する点

観点3-2-②：機能させるために必要な規則等整備

観点3-2-③：機能させるために必要な規則等整備

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点 4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。 また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。			
観点 4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。 【留意点】 ○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。			
関係法令 (設)第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断しない			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01_R5年度貸借対照表		
	資料4-1-1-(1)-02_R4年度貸借対照表		
	資料4-1-1-(1)-03_R3年度貸借対照表		
	資料4-1-1-(1)-04_R2年度貸借対照表		
	資料4-1-1-(1)-05_R1年度貸借対照表		
	資料4-1-1-(1)-06_R5年度損益計算書		
	資料4-1-1-(1)-07_R4年度損益計算書		
	資料4-1-1-(1)-08_R3年度損益計算書		
	資料4-1-1-(1)-09_R2年度損益計算書		
	資料4-1-1-(1)-10_R1年度損益計算書		
	資料4-1-1-(1)-11_過去5年間の貸借対照表推移		
	資料4-1-1-(1)-12_過去5年間の損益計算書推移		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-13_過去5年間の総勘定元帳（長期未払金）		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料		
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	資料4-1-1-(1)-14_過去5年間の総勘定元帳（臨時利益・臨時損失）		
	◇その内容を確認できる資料		
	資料2-1-3-(1)-02_令和5年度学校要覧	p.56-57 施設概況・配置図	再掲

(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学金、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保できない年があった	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学金、検定料等の収入状況		
	資料4-1-1-(3)-1_過去5年間の収入状況推移		
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
	収入予算は各学校ではなく独立行政法人国立高等専門学校機構本部が独自に定めているものであり、現実的な予算額が設定されない年度も少なくないため、各年度の収入予算（＝収入目標）額と収入決算額の差額がマイナスとなった、という場合を「確保できない」とするのであれば、授業料、検定料及び雑収入について確保できない年度があった。		
(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ■ 支出超過となった年があった	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
	資料4-1-1-(4)-01_R5年度損益計算書		
	資料4-1-1-(4)-02_R4年度損益計算書		
	資料4-1-1-(4)-03_R3年度損益計算書		
	資料4-1-1-(4)-04_R2年度損益計算書		
	資料4-1-1-(4)-05_R1年度損益計算書		
	資料4-1-1-(4)-06_令和4年度利益分析推移		
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
	令和4年度において、原油高騰により光熱水料の単価が極めて大きくなったため、当該年度予算で賄うことができず、支出超過となった。（資料4-1-1-(4)-06参照）		

観点 4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ☒ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料1-3-1-(1)-01_企画会議規則	第3条第四号 予算（概算要求を含む。）に関する事	再掲
	資料1-3-1-(1)-02_運営会議規則	第3条第四号 予算（概算要求を含む。）に関する事。	再掲
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-01_R050425運営会議議事概要		
	資料4-1-2-(1)-02_R050425運営会議資料_令和5年度学内予算基本方針(案)		
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ☒ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01_R5年度学内予算配分方針（確定）		
	資料4-1-2-(2)-02_R5年度学内予算配分方針（確定）校長決裁原議書		

観点4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。 【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。			
関係法令 （設）第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-3-(1)-01_「令和5年度収入支出予算」(確定)		
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-01_「令和5年度収入支出予算」(確定)		再掲
	◇予算関連規程等		
	資料1-3-1-(1)-01_企画会議規則		再掲
	資料1-3-1-(1)-02_運営会議規則		再掲
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-3-(1)-02_R050531運営会議議事概要		
	資料4-1-3-(1)-03_R050531運営会議資料「令和5年度収入支出予算（案）」		
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
	資料4-1-3-(1)-04_Campus_Master_Plan_2019		
(2) 資源配分が、4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
	資料4-1-3-(1)-01_「令和5年度収入支出予算」(確定)		再掲
	人件費の高騰など依然として非常に厳しい状況ではあるが、学内予算配分方針において「確保する」と示した各種予算について、資料4-1-3-(1)-01「令和5年度収入支出予算」にあるとおり、前年度から大幅な減額は行わず、一定額を確保している。		

(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-01_「令和5年度収入支出予算」（確定）		再掲
	資料4-1-3-(3)-01_「令和5年度収入支出予算」（確定） 校長決裁原議書		

評価の視点 4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。 【留意点】 ○ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。 ○ 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(7)(8)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。 なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項A・Bは分析しないこと。			
関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第6条第1項～第5項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-01_運営組織規則（R5.3.28改正）	管理運営体制	再掲
	資料1-3-1-(1)-02_運営会議規則	運営会議では、教育研究その他本校の管理運営に関する重要事項を審議し、校務の円滑な運営を図る。	再掲
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
	資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）		再掲
	資料1-3-1-(1)-01_企画会議規則		再掲
	資料4-2-1-(2)-01_教員会議規則（H31.3.26改正）		
	資料4-2-1-(2)-02_地域共同テクノセンター規則（R4.4.1施行）	地域共同テクノセンター運営委員会	
	資料4-2-1-(2)-03_情報処理センター規則（R4.4.1施行）	情報処理センター運営委員会	
	資料2-1-3-(1)-02_令和5年度学校要覧	p.14 組織	再掲
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料		
	資料4-2-1-(3)-01_学則本文（R6.3.28改正）	第9条 教務主事、学生主事、寮務主事	
	資料2-1-3-(1)-01_運営組織規則（R5.3.28改正）		再掲

(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(4)-01_事務組織及び事務分掌規則（R6.3.28改正）		
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料		
	資料3-2-4-(1)-02_R5年度校務分掌		再掲
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。）		
	資料4-2-1-(6)-01_R5年度運営会議議事概要		
	資料4-2-1-(6)-02_R5年度企画会議議事概要		
	資料4-2-1-(6)-03_R5年度教員会議議事概要		
	資料2-1-3-(2)-06_R5年度主な会議開催一覧		再掲
(7) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析） ■ 行っていない	◇規程等の整備状況がわかる資料		
	◇活動状況等がわかる資料（議事録等）		
(8) 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析） ■ 行っていない	◇規程等の整備状況がわかる資料		
	◇活動状況等がわかる資料（議事録等）		

観点4－2－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01_危機管理規則		
	資料4-2-2-(1)-02_災害対策要項		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料		
	資料4-2-2-(2)-01_危機管理マニュアル		
	資料4-2-2-(2)-02_防災マニュアル		
	資料4-2-2-(2)-03_教員当直マニュアル		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(3)-01_令和5年度総合防災訓練要項（ver.4.1）		
	資料4-2-2-(3)-02_令和4年度総合防災訓練要項		
	資料4-2-2-(3)-03_令和3年度防災訓練実施計画書		
	資料4-2-2-(3)-04_R0506寮務委員会議事概要		
	資料4-2-2-(3)-05_2023年度鶴翔寮避難訓練実施要項（案）		
	資料4-2-2-(3)-06_R0405寮務委員会議事概要		
	資料4-2-2-(3)-07_2022年度鶴翔寮避難訓練実施要項		
	資料4-2-2-(3)-08_R0305寮務委員会議事概要		
	資料4-2-2-(3)-09_2021年度鶴翔寮避難訓練実施要項		

観点 4－2－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】

- 過去 5 年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。
- 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(3)(4)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。

なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項 A・B は分析しないこと。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去 5 年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
	資料4-2-3-(1)-01_R5年度年間活動予定（第2回地域共同テクノセンター運営委員会議事概要及び資料）	資料4-2-3-(1)-01から05 外部資金受け入れの取組について地域共同テクノセンター運営委員会審議を行い、それらを当該委員会の承認のもと実施している。	
	資料4-2-3-(1)-02_R4年度年間活動予定（第2回地域共同テクノセンター運営委員会議事概要及び資料）		
	資料4-2-3-(1)-03_R3年度年間活動計画（第2回地域共同テクノセンター運営委員会議事概要及び資料）		
	資料4-2-3-(1)-04_R2年度年間活動計画（第2回地域共同テクノセンター運営委員会議事概要及び資料）		
	資料4-2-3-(1)-05_R1年度年間活動予定（第3回地域共同テクノセンター運営委員会議事概要及び資料）		
	資料4-2-3-(1)-06_R5年度実績_共同研究・科研費・外部資金_学校要覧抜粋	資料4-2-3-(1)-06から10 過去5年間の科研費事業、受託・共同研究などの受け入れ実績として年度ごとの取組結果を報告している。	
	資料4-2-3-(1)-07_R4年度実績_共同研究・科研費・外部資金_学校要覧抜粋		
	資料4-2-3-(1)-08_R3年度実績_共同研究・科研費・外部資金_学校要覧抜粋		
	資料4-2-3-(1)-09_R2年度実績_共同研究・科研費・外部資金_学校要覧抜粋		
	資料4-2-3-(1)-10_R元年度実績_共同研究・科研費・外部資金_学校要覧抜粋		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■ 整備されている	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
	資料4-2-3-(2)-01_公的研究費の取扱いに関する内規	公的研究費を適正に管理するための体制を整備している。	
	資料4-2-3-(2)-02_外部資金の間接経費に係る取扱要項		
	資料4-2-3-(2)-03_科学研究費事務取扱要項		

(3) 研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。（より望ましい取組として分析）	◇体制がわかる資料（規程等）		
■ 整備されていない			
(4) 研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。（より望ましい取組として分析）	◇成果がわかる資料		
■ 整備されていない			

観点4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。
- 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を实践する活動例について分析すること。
- 財務的資源については、観点4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。
- 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）
 - ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）
 - ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料
 - ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料
 - ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料
 - ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料
- 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(2)(3)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。
 なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項A・Bは分析しないこと。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01_高専間単位互換制度の単位認定見込み（R0603教務委員会回収資料）	高専間の単位互換制度を活用している。	
	資料4-2-4-(1)-02_令和5年度第16回国際交流委員会議事概要及び資料1	各種制度を活用し、学生の海外留学の機会の拡充を図っている。	
	資料3-2-5-(2)-17_協定書（KMITL）		再掲
	資料3-2-5-(2)-18_協定書（TNI）		再掲
	資料4-2-4-(1)-03_JICA講師による出前授業実施依頼	JICA講師による出前授業を実施している。	
	資料4-2-4-(1)-04_令和5年度9月定例専攻科委員会議事概要	高専間の連携によるe-ラーニングの周知をしている。	
	資料4-2-4-(1)-05_e-ラーニング募集要項		
	資料4-2-4-(1)-06_eラーニングTeams案内		
	資料4-2-4-(1)-07_1年専攻科ガイダンススライド資料	ガイダンスでは留学の案内もしている。	
	資料4-2-4-(1)-08_令和5年度地域貢献事業実施一覧	釧路地域や北海道の小中学校教育の支援、市民の生涯学習を支援するために、本校の教員、退職教員、学生、卒業生、地域起業家等を活用し、出前授業、公開講座等の地域貢献活動を実施している。具体例としては（退職教員（小田島先生）の活用、地域機関との共済事業（遊学館、北見工大、教育委員会、釧路市図書館など）、ホテル札幌ガーデンパレスにて体験教室、半導体を学ぶ授業等がある。	

(2) 地域貢献活動等の目的に照らして、活動が計画的に実施されているか。（より望ましい取組として分析）	◇活動状況がわかる資料		
■ 実施していない	資料4-2-4-(1)-08_令和5年度地域貢献事業実施一覧	地域貢献は行っているものの、地域貢献活動の目的を整備していないため、計画的な活動と判断できない。	再掲
(3) 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。（より望ましい取組として分析）	◇活動成果がわかる資料		
■ 実施していない	資料4-2-4-(1)-08_令和5年度地域貢献事業実施一覧	地域貢献は行っているものの、地域貢献活動の目的を整備していないため、目的に沿った活動の成果と判断できない。	再掲

観点４－２－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

【留意点】

○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点２－４－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「ＳＤ」という。）への取組を分析すること。

○ ＳＤとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令 （設）第9条第1項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ＳＤ等を実施しているか。	◇規程等の資料		
■ 実施している	資料2-4-2-(1)-01_事務組織及び事務分掌規則	第１７条において、研修に関することは人事・給与係が担当することと規定している。	再掲
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-01_（高専機構実施）令和５年度事業報告書及び自己点検評価書作成に係る調査回答_事務職員・技術職員の研修	本校が実施するもののほか、他機関が実施する研修にも参加させ、職員の能力及び資質向上を図っている。	
	資料4-2-5-(1)-02_R5新任教職員研修実施要項		
	資料4-2-5-(1)-03_R5北海道地区高専事務職員合同研修実施要項		

４－２ 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし	

評価の視点 4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。			
観点4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。			
【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。			
関係法令 （施）第165条の2、（施）第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可）	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針	資料2-1-3-(1)-02_令和5年度学校要覧	pp.1-10 理念、教育・学習目標、三つのポリシー pp.14-15 教員組織 pp.17-39 基本組織、各分野及び専攻科情報、教育課程、校務分掌 pp.43-44 学生支援 pp.47-51 学生情報、進路情報、費用 pp.57-58 施設	再掲
■ 教育研究上の基本組織	資料3-1-1-(2)-01_令和5年度学生便覧	冒頭 理念、教育・学習目標、ディプロマポリシー p.3 組織 pp.5-48 学則及び諸規則（定員等、評価及び卒業・修了の認定基準） pp.63-88 施設（図書館、寄宿舎、福利施設） pp.90-98 費用、学生支援 pp.100-103 校舎及び寄宿舎平面図	再掲
■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	◇【様式2－5】ウェブサイト掲載項目チェック表		
■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況			
■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画			
■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準			
■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境			
■ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用			
■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援			
□ 基幹教員に関する情報			
4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 4

優れた点

該当なし

改善を要する点

観点4-2-①(7,8)：目的，基本方針，目標などの整備

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点 5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。 観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 【留意点】 ○ 観点 1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
関係法令 （設）第15条、第16条、第17条、第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■ 配置している	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01 釧路高専Webシラバスページ	カリキュラムマップは、webシラバスに掲載している。 https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicDepartments?school_id=03&lang=ja	
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧	p.14-23 教育課程表	再掲
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■ 配慮している	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01 釧路高専Webシラバスページ		再掲
	資料5-1-1-(2)-01 留学の単位化 R060131運営会議議事概要及び資料	留学の単位化における科目を開設した。	
	資料5-1-1-(2)-02 R5年度「海外語学研修I・II」シラバス		
	資料5-1-1-(2)-03 R5年度「海外異文化理解研修I・II」シラバス		
(3) 進級に関する規程を整備しているか。 ■ 整備している	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-07 学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規 (R6.3.19改正)		再掲
	資料5-1-1-(3)-01 学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規の申し合わせ		
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 R5年度年間行事予定表（R5.5.31現在）		

(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料3-1-1-(2)-01_令和5年度学生便覧	p.14-23 教育課程表（別表第3）	再掲
	資料3-2-2-(1)-02_R5年度前期授業時間割	1～3学年の月曜日7時限目「HR」	再掲
	資料3-2-2-(1)-03_R5年度後期授業時間割	1～3学年の月曜日7時限目「HR」	再掲

観点5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】

- 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等においての具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
- 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。
- 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。

（注）PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）		
■ 行っている	資料5-1-3-(1)-01_R5年度「複合融合演習」シラバス		
	資料5-1-3-(1)-02_R5年度「卒業研究（機械工学分野）」シラバス		
	◇実施状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-02_R5年度前期授業時間割		再掲
	資料3-2-2-(1)-03_R5年度後期授業時間割		再掲
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(1)-03_R5年度「複合融合演習」学生作成ポスター	工学スキルを活かした防災教育の取り組みとして、避難所生活を送る上で求められる「安心・便利な寝床」について学生に考えてもらうために、新しいダンボールベッドの提案とその制作を行った。学生は板ダンボールを用いた軽量、コンパクトかつ簡易に利用できる蛇腹型のダンボールベッドを考案している。また市役所防災課の職員、釧路を拠点に活動する防災士、地元ダンボール企業の方に製品の品評をしてもらい、学生のアイデア改善に繋げている。	
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。）		
■ 行っている	資料5-1-2-(1)-01_学外実習取扱要項（R6.3.19改正）		再掲
	資料5-1-3-(2)-01_R5年度「学外実習I（建築工学分野）」シラバス		
	資料5-1-3-(2)-02_R5年度「学外実習II（建築工学分野）」シラバス		
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(2)-03_（高専機構実施）令和5年度事業報告書及び自己点検評価書作成に係る調査回答 国内インターンシップ実施状況		
	資料5-1-3-(2)-04_R5年度「複合融合演習テーマ配布資料」		
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		

	資料5-1-3-(1)-03_R5年度「複合融合演習」学生作成ポスター	工学スキルを活かした防災教育の取り組みとして、避難所生活を送る上で求められる「安心・便利な寝床」について学生に考えてもらうために、新しいダンボールベッドの提案とその制作を行った。学生は板ダンボールを用いた軽量、コンパクトかつ簡易に利用できる蛇腹型のダンボールベッドを考案している。また市役所防災課の職員、釧路を拠点に活動する防災士、地元ダンボール企業の方に製品の品評をしてもらい、学生のアイデア改善に繋げている。	再掲
5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
創造力・実践力を育む教育方法の工夫として、教育の魅力・特色の進化を広く発信した取り組みを実施している。 「複合融合演習」は異なる専門分野の学生がチームを組み、地域課題に対して「アイデアの創出」「試作品づくり」から「現場の声を聴いて改善」までを体験する4年生の分野共通の必修科目となっている。 ・資料5-1-3-(2)-04_R5年度「複合融合演習テーマ配布資料」 ・資料5-1-3-(1)-01_R5年度「複合融合演習」シラバス			

評価の視点 5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。			
観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-02_R5年度前期授業時間割		再掲
	資料3-2-2-(1)-03_R5年度後期授業時間割		再掲
	資料5-2-1-(1)-01_授業形態比率表		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	資料を確認すると、低学年では講義系の科目の比率が高く、高学年では実験実習系の科目の比率が高くなっている。低学年で専門知識を学ぶにあたって必要な基礎知識・一般教養を学習し、高学年になるにつれて実験実習科目を多く学ぶことで、実践的な技術者を育成できると考えるため、適切である。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） □ 教材の工夫 □ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 □ 情報機器の活用 ■ 基礎学力不足の学生に対する配慮 □ 一般科目と専門科目との連携 □ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-01_R5年度「複合融合演習」シラバス		再掲
	資料5-2-1-(2)-01_1学年「地球と生命」巡検実施要項		
	資料5-2-1-(2)-02_R5年度「地球と生命」シラバス		
	資料5-2-1-(2)-03_R5年度SSL活動報告		
	資料3-2-2-(1)-02_R5年度前期授業時間割		再掲
	資料3-2-2-(1)-03_R5年度後期授業時間割		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【留意点】
なし。

関係法令 （設）第17条、第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（複数チェック■可）	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
■ 授業科目名	資料5-2-2-(1)-01_Webシラバス入力ガイド		
■ 単位数	資料5-2-2-(1)-02_シラバス記載内容自己チェックシート		
■ 授業形態			
■ 対象学年			
■ 担当教員名			
■ 教育目標等との関係			
■ 達成目標			
■ 教育方法			
■ 教育内容（1授業時間ごとに記載）			
■ 成績評価方法・基準			
□ 事前に行う準備学習			
■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示			
■ 教科書・参考文献			
□ その他			
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。		
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。	◇活用状況がわかる資料		
■ 改善を行っている	資料1-1-3-(1)-06_令和5年度_前期_授業評価アンケート実施要項		再掲
	資料1-1-3-(1)-07_令和5年度_後期_授業評価アンケート実施要項		再掲
	資料1-1-3-(1)-08_令和5年度前期授業評価アンケート結果		再掲
	資料1-1-3-(1)-09_ステップアップ提案書の提出状況について		再掲
	資料5-2-2-(2)-01_令和5年度前期ステップアップ提案書実施要項		
	資料5-2-2-(2)-02_令和5年度後期ステップアップ提案書実施要項		

	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
	授業評価アンケートを受け、教員はステップアップ提案書にしたがって授業の見直しなどを個別に行っている。その取り組みを継続的に機能させる改善として、毎年度ステップアップ提案書の作成を促している。		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 R5年度年間行事予定表（R5.5.31現在）		再掲
	資料3-2-2-(1)-02 R5年度前期授業時間割		再掲
	資料3-2-2-(1)-03 R5年度後期授業時間割		再掲
	資料4-2-1-(3)-01_学則本文（R6.3.28改正）	第14条 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は標準50分とする。）の授業をもつて1単位とする。	再掲
(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。 ■ 1単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(4)-01 R5年度前期補講期間時間割		
	資料5-2-2-(4)-02 R5年度後期補講期間時間割		
	2単位連続して授業を行うことで、出欠確認や前回授業の振り返りの時間等が短縮される。		
(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。その際、学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習が設定されているか。 ■ 設定・明示している	◇学則（授業形態ごとの授業時間に関する定め） ◇明示状況がわかる資料（シラバス、履修要項、学生便覧等）		
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧	p.7 学則第14条第2項	再掲
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。（複数チェック■可） ■ 授業外学習の必要性の周知 ■ 事前学習の徹底 ■ 事後展開学習の徹底 ■ 授業外学習の時間の把握 □ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料 資料5-2-2-(6)-01_R5年度「流体機械」シラバス 資料5-2-2-(2)-01 令和5年度前期ステップアップ提案書実施要項 資料5-2-2-(2)-02 令和5年度後期ステップアップ提案書実施要項		再掲 再掲
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点 5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ☒ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料3-2-2-(1)-07 学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規 (R6.3.19改正)		再掲
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ☒ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01 R060228教員会議議事概要（卒業認定）		
	資料5-3-1-(2)-02 R060314教員会議議事概要（進級認定）		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ☒ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-06 令和5年度 前期 授業評価アンケート実施要項	授業評価アンケートにおいて、シラバスの記載どおりに行われているかの質問項目を設けている。アンケート結果は都度、教務委員会で報告されており、評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握している。なお、各教員は、アンケート結果に基づきステップアップ提案書を作成するため、学生の回答からシラバスの記載どおりに行われていることを確認している。	再掲
	資料1-1-3-(1)-07 令和5年度 後期 授業評価アンケート実施要項		再掲
	資料1-1-3-(1)-08 令和5年度前期授業評価アンケート結果		再掲
	資料1-1-3-(1)-09 ステップアップ提案書の提出状況について		再掲
	資料5-2-2-(2)-01 令和5年度前期ステップアップ提案書実施要項		再掲
	資料5-2-2-(2)-02 令和5年度後期ステップアップ提案書実施要項		再掲

(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧	p.38 学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規	再掲
	資料5-3-1-(4)-01 釧路高専ウェブサイトー学生便覧掲載ページ	https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3276/#publications_tx267.html	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01 R5年度一般選択科目登録用紙(新5年生用)	履修登録には卒業要件を理解した旨のチェック欄を設けており、登録フォームへの入力により自動化されていることから、学校は学生の認知状況を確認している。	
	資料5-3-1-(5)-02 R6年度履修願(新3~5年生用)		
(6) 定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料3-1-1-(2)-01 令和5年度学生便覧	p.38 学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規	再掲
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料5-1-1-(4)-01 R5年度年間行事予定表（R5.5.31現在）		再掲
	資料5-3-1-(7)-01 R6教務関係申し合わせ類集	p.14-15 定期試験関係－8、成績の意見申出について p.16 受験心得（定期試験）－13	

(8) 成績評価等の客観性・厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(複数チェック■可) ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 □ 模範解答や採点基準の提示 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック □ その他(G P A の進級判定への利用、成績分布のガイドラインの設定等)			
	資料5-3-1-(8)-01 教学 I R 室規則 (R5.3.28制定)	教学IR室が設置され、定期試験毎に全科目の成績分布のヒストグラムを運営会議に報告し、成績の妥当性を事後チェックしている。更に、クラスの3分の1を超える学生が不合格となる科目については、当該科目の教科又は分野としての学習支援に関するフォローアップ計画を作成し、運営会議に報告している。フォローアップ計画に基づく今後の学習支援計画まで確認した上で、該当科目の成績評価の妥当性を事後チェックしている。	
	資料5-3-2-(8)-02 R5年度教学IR室へのリサーチクエスト (R050425運営会議議事概要及び資料)		
	資料5-3-2-(8)-03 R5年度後期中間試験に対するフォローアップ計画書及び成績分布 (R060131運営会議議事概要及び資料)		
	資料5-1-1-(4)-01 R5年度年間行事予定表 (R5.5.31現在)	期末試験毎に答案返却期間の明記あり	再掲
	資料5-3-1-(8)-04 同一試験問題の確認報告 (教務委員会)		
	資料5-3-1-(8)-01 教学 I R 室規則 (R5.3.28制定)	教学IR室が設置され、定期試験毎に全科目の成績分布のヒストグラムを運営会議に報告し、試験問題のレベルについてチェックしている。更に、クラスの3分の1を超える学生が不合格となる科目については、当該科目の教科又は分野としての学習支援に関するフォローアップ計画を作成し、運営会議に報告している。	再掲
	資料5-3-2-(8)-02 R5年度教学IR室へのリサーチクエスト (R050425運営会議議事概要及び資料)		再掲
	資料5-3-2-(8)-03 R5年度後期中間試験に対するフォローアップ計画書及び成績分布 (R060131運営会議議事概要及び資料)		再掲
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	教学IR室による成績分布の見える化を行い、運営会議にて報告し、評価を行っていることにより客観性を担保している。また、分野・部門主導でフォローアップ計画書を作成し、指導に当たっていることから有効に機能している。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点 5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【留意点】
なし。

関係法令 (法)第117条 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料4-2-1-(3)-01_学則本文（R6.3.28改正）	第2条	再掲
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料3-2-2-(1)-07_学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規（R6.3.19改正）		再掲
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-1-(2)-01_R060228教員会議議事概要（卒業認定）		再掲
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料3-1-1-(2)-01_令和5年度学生便覧	p..38 学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規	再掲
	資料5-3-1-(4)-01_釧路高専ウェブサイトー学生便覧掲載ページ		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01_R5年度一般選択科目登録用紙(新5年生用)	履修登録には卒業要件を理解した旨のチェック欄を設けており、登録フォームへの入力により自動化されていることから、学校は学生の認状況を確認している。	再掲
	資料5-3-1-(5)-02_R6年度履修願(新3～5年生用)		再掲

5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準 5

優れた点

創造力・実践力を育む教育方法の工夫として、教育の魅力・特色の進化を広く発信した取り組みを実施している。
「複合融合演習」は異なる専門分野の学生がチームを組み、地域課題に対して「アイデアの創出」「試作品づくり」から「現場の声を聴いて改善」までを体験する4年生の分野共通の必修科目となっている。
・資料5-1-3-(2)-04_R5年度「複合融合演習テーマ配布資料」
・資料5-1-3-(1)-01_R5年度「複合融合演習」シラバス

改善を要する点

観点5-2-②-(1)：シラバス記載の必須項目への対応

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点			
6－1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。			
観点 6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
関係法令 （設）第3条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01_R6年度学生募集要項		
	資料6-1-1-(1)-02_R6年度自己推薦選抜実施要項		
	資料6-1-1-(1)-03_R6年度学力選抜実施要項		
	資料6-1-1-(1)-04_本科入学者選抜合否判定基準（R5.2.15改正）		
	資料6-1-1-(1)-05_R060123_第11回入学試験委員会議事概要	審議事項（2）令和6年度自己俯瞰展覧（一般・特別・旭学重視）の合否判定について	
	資料6-1-1-(1)-06_R060213_第12回入学試験委員会議事概要	審議事項（2）令和6年度学力選抜の合格最低点について	

観点 6－1－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料1-1-1-(2)-01 委員会規則（R6.9.25改正）	第 6 章 入学試験委員会	再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料1-1-1-(2)-01 委員会規則（R6.9.25改正）	第 6 章 入学試験委員会	再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料6-1-2-(2)-01 準学士課程のアドミッションポリシーに沿った入学者受け入れに関する検証		
	資料6-1-2-(2)-02 R050525 第 3 回入学試験委員会議事概要	報告事項（1）準学士課程のアドミッションポリシーに沿った入学者受け入れに関する検証について	
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	資料6-1-2-(2)-01 準学士課程のアドミッションポリシーに沿った入学者受け入れに関する検証		再掲
	資料6-1-2-(2)-02 R050525 第 3 回入学試験委員会議事概要		再掲
	検証の結果に基づき、令和 5 年度から、本科推薦選抜試験の出願要件を変更している。		

観点 6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

- (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。
- (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。

関係法令 (設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 (平成15年3月31日文部科学省告示第45号)

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収容定員を学科ごとに学則で定めているか。また、1学級当たり40人を標準としているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所		
	資料4-2-1-(3)-01_学則本文 (R6.3.28改正)	第7条	再掲
	資料6-1-3-(1)-01_創造工学科の教育上の編成等に関する規則 (H28.4.1施行)	第3条	
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01_委員会規則 (R6.9.25改正)	第6章 入学試験委員会	再掲
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【様式2－2】平均入学定員充足率計算表		
		資料から、過去5年間の比率は0.89であり適正であると判断できる。	
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		

6－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準 6

優れた点

該当なし

改善を要する点

該当なし

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-07_学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規（R6.3.19改正）		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料5-3-1-(2)-01_R060228教員会議議事概要（卒業認定）		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-2-1-(1)-01_目標・ポリシー・方針等制定規則（R6.10.30改正）		再掲
	資料5-3-1-(2)-01_R060228教員会議議事概要（卒業認定）		再掲
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	(2)で示した資料より、本校を卒業した全学生がディプロマポリシーを満たしていることになる。したがって、本校が考える人材として育成できていることから、学習・教育の成果が認められる。		

観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】

- (1)の体制の整備が、観点7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点7-1-①と同じ資料となる。
- (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-03_自己点検・評価に関する申し合わせ（R2.4.1施行）		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-10_令和5年度「卒業生・修了生満足度調査」実施要領		再掲
	資料1-1-3-(1)-11_本科_令和5年度卒業生・修了生満足度調査結果		再掲
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(3)-01_R4年度卒業生アンケート調査分析（R5.9月定例教務委員会議事概要及び資料）		
	資料1-1-3-(1)-13_アンケート依頼文（卒業・修了生）		再掲
	資料1-1-3-(1)-14_卒業生・修了生アンケート結果		再掲
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている			
	資料1-1-3-(1)-17_卒業生アンケート調査依頼文（企業宛）		再掲
	資料1-1-3-(1)-18_卒業生アンケート調査依頼文（大学等宛）		再掲
	資料1-1-3-(1)-14_卒業生・修了生アンケート結果		再掲

(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	資料1-1-3-(1)-14_卒業生・修了生アンケート結果		再掲
	資料1-1-3-(1)-15_教務委員会「教育理念」および「3つの方針」に対する見直しの是非について		再掲
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	D Pで掲げる学習目標A～Gに関する卒業生の達成状況は、いずれも同年代の者と比較して同等以上の高い水準である。 卒業生の学びに対する満足度が高いこと、及び採用先企業・団体の採用結果が良好であり、さらに卒業生の自己評価および採用先企業・団体からの評価は高いことが示されているため本校のD Pは社会ニーズに合致していると考えられる。 アンケート調査結果より、学習目標に対する卒業生の達成度が高いことから、本校カリキュラムに一定の教育効果が確認できる。このため本校のC Pは社会ニーズに合致していると考えられる。 ・入学者が卒業までにD Pに掲げた学習目標を達成し得ていることから、A Pも社会ニーズに合致していると考えられる。 以上の結果より、一定の成果が得られたと考えられる。		

観点 7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第122条 (施)第178条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式 2－4】卒業生進路実績表		
	資料7-1-3-(1)-01_R5年度卒業・修了予定者の進路内定状況（R060312_キャリア教育支援委員会）		
	資料7-1-3-(1)-02_釧路高専についての参考資料		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	資料7-1-3-(1)-01_R5年度卒業・修了予定者の進路内定状況（R060312_キャリア教育支援委員会）		再掲
	資料7-1-3-(1)-02_釧路高専についての参考資料		再掲
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	就職・進学率は100％に近い値を示しており、多くの学生が希望する進路を選択することができた。 就職先等からも、学校が養成しようとする人材像とマッチしたものが多く見受けられ、概ね成果が得られている。		
7－1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 7

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点 8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 【留意点】 ○ 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 本校は令和 5 年度に特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査を受け認定されているため、満たしていると判断する。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又はJABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は令和5年度に特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査を受け認定されているため、満たしていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

2

観点8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、J A B E E認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料8-1-3-(1)-01_専攻科教育課程表（学則別表4）		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 根拠資料より、単位換算で講義科目は建設生産66.1％、電子情報65.4％、演習科目は建設生産17.9％、電子情報19.2％、実験実習科目は建設生産5.4％、電子情報5.8％となり、講義科目は建設生産37科目、電子情報34科目と十分な選択肢がある。演習および実験実習科目は単位比率で建設生産23.2％、電子情報25.0％と実践的教育の場としての適切な授業形態といえる。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可）	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-02_R5年度前期授業時間割	計算機演習室使用授業（資料の橙地色部分）	再掲
	資料3-2-2-(1)-03_R5年度後期授業時間割	計算機演習室使用授業（資料の橙地色部分）	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

3

観点 8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

(根拠理由欄)

本校は令和5年度に特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査を受け認定されているため、満たしていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
(リストから選択してください)			

観点 8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料3-2-2-(1)-07_学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規（R6.3.19改正）	第7条の4	再掲
	資料8-1-5-(1)-01_専攻科の授業科目の履修等に関する規則（R5.3.28改正）		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01_R5年度2月定例専攻科委員会議事概要	審議事項（1）専攻科第2学年の単位認定について	
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-08_令和5年度前期授業評価アンケート結果	学修単位科目のシラバスには、学修単位に係る自主学習実施に関する注意が記載されていることを確認しているほか、授業評価アンケートの結果を基に確認している。	再掲

(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料3-1-1-(2)-01_令和5年度学生便覧	p.38 学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規	再掲
	資料5-3-1-(4)-01_釧路高専ウェブサイトー学生便覧掲載ページ	https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3276/#publications_tx267.html	再掲
	資料3-2-1-(1)-04_R5年度専攻科ガイダンス		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01_R5年度専攻科履修手続要領	成績評価や単位認定に関する基準については、ガイダンスにて説明を行った上で、履修する全ての科目について、履修届に自書で履修科目を記入している。	
	資料8-1-5-(5)-02_R5年度専攻科の手引き1年生用		
	資料8-1-5-(5)-03_R5年度専攻科の手引き2年生用		
(6) 定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-07_学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規（R6.3.19改正）	第7条の4	再掲
	資料8-1-5-(1)-01_専攻科の授業科目の履修等に関する規則（R5.3.28改正）		再掲
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料3-2-3-(5)-01_専攻科申し合わせ類集	p.3 成績評価と単位認定について	再掲
	資料5-1-1-(4)-01_R5年度年間行事予定表（R5.5.31現在）		再掲
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ☐ 答案の返却 ☐ 模範解答や採点基準の提示 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック			
	資料8-1-5-(8)-01_R060228教員会議議事概要（修了認定）	審議事項2. 令和5年度専攻科修了認定について	
	資料8-1-5-(8)-02_同一の試験問題の出題の確認について		

□ その他(G P A の進級判定への利用、成績分布のガイドラインの設定等)			
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	定期試験終了後に答案返却期間、成績確認及び意見申立期間を申し合わせに明記し実施している。また、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことをチェックしている。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点 8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
関係法令 (法)第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01_学則_本文（R6.3.28改正）	第52条	再掲
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準		
	資料2-1-1-(1)-01_学則_本文（R6.3.28改正）	第57条	再掲
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料8-1-5-(8)-01_R060228教員会議議事概要（修了認定）	審議事項2. 令和5年度専攻科修了認定について	再掲
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料3-1-1-(2)-01_令和5年度学生便覧	p.38 学業成績の試験・評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規	再掲
	資料5-3-1-(4)-01_釧路高専ウェブサイト－学生便覧掲載ページ	https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3276/#publications_tx267.html	再掲
	資料3-2-1-(1)-04_R5年度専攻科ガイダンス		再掲

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	資料8-1-5-(5)-02_R5年度専攻科の手引き1年生用		再掲
	資料8-1-5-(5)-03_R5年度専攻科の手引き2年生用		再掲
	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01_R5年度専攻科履修手続要領	修了認定基準については、ガイダンスにて説明を行った上で、履修する全ての科目について、履修届に自書で履修科目を記入している。	再掲
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】			
○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-01_R6年度専攻科入学者選抜（推薦）実施要項		
	資料8-2-1-(1)-02_R6年度専攻科入学者選抜（学力）実施要項		
	資料8-2-1-(1)-03_専攻科入学者選抜合否判定方針		
	資料8-2-1-(1)-04_R6年度専攻科学生募集要項		
	資料8-2-1-(1)-05_第3回入学試験委員会議事概要	審議事項（1）令和6年度専攻科入学者選抜（推薦）合否判定について	
	資料8-2-1-(1)-06_第6回入学試験委員会議事概要	審議事項（1）令和6年度専攻科入学者選抜（学力）合否判定について	

観点 8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】

なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料 資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）	第6章 入学試験委員会	再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料 資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）	第6章 入学試験委員会	再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料 資料8-2-2-(2)-01_専攻科におけるアドミッションポリシーに沿った入学受け入れに関する検証 資料8-2-2-(2)-02_第4回入試委員会_議事概要	報告事項（1）専攻科におけるアドミッションポリシーに沿った入学受け入れに関する検証について	
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	資料8-2-2-(2)-01_専攻科におけるアドミッションポリシーに沿った入学受け入れに関する検証 資料8-2-2-(2)-02_第4回入試委員会_議事概要 ◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 検証の結果、改善の必要はないと判断した。		再掲 再掲

観点8－2－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収容定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料2-1-1-(1)-01_学則_本文（R6.3.28改正）	第5 1 条	再掲
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）	第6 章 入学試験委員会	再掲
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【様式2－2】平均入学定員充足率計算表		
		資料から、電子情報システム専攻の過去5年間の比率は1.38であり超過していると判断する。	
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	【様式2－2】平均入学定員充足率計算表		
	資料6-1-3-(3)-1に示す通り、電子情報システム工学専攻の過去5年間の入学定員に対する平均比率は1. 3を超過しているが、入学試験委員会で適正な入学者数になるよう合格者を審議することで、令和5年度以降は入学定員充足率1. 3を超えていない。なお、定員は超過しているものの、教育等に支障は生じていない。		

8－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

12

評価の視点 8－3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点8－3－① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）	第23条及び別表1	再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-1-5-(2)-01_R5年度2月定例専攻科委員会議事概要		再掲
	資料8-1-5-(8)-01_R060228教員会議議事概要（修了認定）		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(3)-01_R5年度専攻科修了認定資料		
◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。			
上記専攻科委員会及び教員会議において建設・生産システム工学専攻10名、電子情報システム工学専攻15名、合計25名が修了要件を充たしており、学習・教育・研究の成果が認められる。			

観点 8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点 8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点 8－3－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点 1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01_委員会規則（R6.9.25改正）	第23条および別表 1	再掲
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-10_令和 5 年度「卒業生・修了生満足度調査」実施要領		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_専攻科_令和5年度卒業生・修了生満足度調査結果		再掲
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-13_アンケート依頼文（卒業・修了生）		再掲
	資料1-1-3-(1)-14_卒業生・修了生アンケート結果		再掲
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-17_卒業生アンケート調査依頼文（企業宛）		再掲
	資料1-1-3-(1)-18_卒業生アンケート調査依頼文（大学等宛）		再掲
	資料1-1-3-(1)-14_卒業生・修了生アンケート結果		再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	資料1-1-3-(1)-14_卒業生・修了生アンケート結果		再掲
	資料1-1-3-(1)-16_専攻科委員会_「教育理念」および「3 つの方針」に対する見直しの是非について（アンケート結果分析含）		再掲
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	卒業生の学びに対する満足度が高いこと、及び採用先企業・団体の採用結果が良好であり、さらに卒業生の自己評価および採用先企業・団体からの評価は高いことが示されているため、全体として学習・教育・研究の成果が認められる。		

観点8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2－4】修了者進路実績表		
	資料7-1-3-(1)-01_R5年度卒業・修了予定者の進路内定状況（R060312_キャリア教育支援委員会）		再掲
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	資料7-1-3-(1)-01_R5年度卒業・修了予定者の進路内定状況（R060312_キャリア教育支援委員会）		再掲
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	就職率95.7％・進学率100％であり、就職先は建設業、製造業、電気・ガス業等、情報通信業、不動産業、学術研究、専門・技術サービス業が100％、進学先は理学・工学系が100％であることから、養成しようとする人材像にかなった成果が得られている。		

観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-3-4-(1)-01_R5年度修了生学位授与証明書		
	資料8-3-4-(1)-02_直近5年間の学位授与取得者数		

8－3 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

基準 8

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
観点8-1-⑤：学生の認知状況の把握			